

資料編

1 計画の策定経過

年月日	会議等	内容
平成 30 年 11 月 6 日	平成 30 年度 第 1 回豊川市環境審議会	○次期豊川市環境基本計画の策定について ○次期豊川市環境基本計画策定に向けたアンケート調査票について
平成 30 年 11 月～12 月	次期豊川市環境基本計画策定に向けたアンケート調査	市 民：887 人（回収率 44.4%） 事業所：103 事業所（回収率 34.3%）
平成 31 年 1 月 22 日	平成 30 年度 第 1 回豊川市環境推進会議	○次期豊川市環境基本計画の策定について
平成 31 年 2 月 7 日	平成 30 年度 第 2 回豊川市環境審議会	○次期豊川市環境基本計画策定に向けたアンケート調査結果の報告 ○豊川市環境基本計画実施計画の進捗状況について
令和元年 7 月 12 日	令和元年度 第 1 回豊川市環境推進会議	○次期豊川市環境基本計画への掲載施策の確認について
令和元年 7 月 26 日	令和元年度 第 1 回豊川市環境審議会	○令和元年度豊川市環境審議会スケジュールについて ○次期環境基本計画策定にあたっての視点 ○次期環境基本計画の施策体系について ○次期環境基本計画の構成について
令和元年 9 月 4 日	関係各課ヒアリング	○豊川市気候変動適応計画への掲載施策の確認について
令和元年 9 月 27 日	令和元年度 第 2 回豊川市環境審議会	○次期環境基本計画の目次構成と審議内容について ○施策体系の見直しについて ○環境目標の達成に向けた具体的な取組について ○地球温暖化対策の推進について
令和元年 10 月 31 日	令和元年度 第 2 回豊川市環境推進会議	○「(仮称) 豊川市環境基本計画 2020」策定スケジュール ○「(仮称) 豊川市環境基本計画 2020」の素案について
令和元年 11 月 26 日	令和元年度 第 3 回豊川市環境審議会	○豊川市環境基本計画 2020（案）について ○将来像のサブタイトルの検討について
令和 2 年 1 月 10 日～ 2 月 10 日	パブリックコメント	○市ホームページ、本庁、支所、公民館などで実施
令和 2 年 3 月 18 日～ 3 月 25 日	令和元年度 第 4 回豊川市環境審議会 (書面審議)	○豊川市環境基本計画 2020（最終案）について

豊川市環境審議会委員名簿

令和2年1月1日現在

区分	氏名	所属・役職等
学識経験者	◎藤田 佳久	愛知大学 名誉教授
	○大門 裕之	国立大学法人豊橋技術科学大学 教授
	加藤 勝敏	公益社団法人東三河地域研究センター 常務理事
	中島 国輔	愛知県地球温暖化防止活動推進員
	田中 みや子	愛知県地域環境保全委員
各種団体の 代表者	高木 香苗	豊川商工会議所総務運営委員会 副委員長
	伊藤 文則	一般社団法人豊川市医師会 監事
	鈴木 学	一般社団法人豊川市薬剤師会 副会長
	安藤 和史	豊川市連区長会 代表
	木藤 昇一	ひまわり農業協同組合 総合企画部長
	伊藤 崇予	豊川リサイクル運動市民の会 会長
	浜口 比呂子	エコ☆はじめの一步 役員
	笠松 由美	とよかわ里山の会 監事
関係行政機関 の職員	石上 隆一	東三河総局県民環境部環境保全課 課長
	菅沼 由貴子	豊川市教育委員会 委員

◎は会長、○は副会長

【前任者】

氏名	所属・役職等	
河合 和寛	豊川商工会議所産業基盤強化委員会 委員長	平成31年3月31日まで
辻村 郁夫	一般社団法人豊川市薬剤師会 会長	平成31年3月31日まで
山口 五月	豊川リサイクル運動市民の会 副会長	平成30年12月31日まで
元山 哲	東三河総局県民環境部環境保全課 課長	平成31年3月31日まで
西脇 ひとみ	豊川保健所生活環境安全課 課長	平成31年3月31日まで

2 豊川市環境基本条例

平成21年豊川市条例第14号

豊川市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針（第8条）

第2節 環境基本計画（第9条・第10条）

第3節 基本施策等（第11条－第21条）

第3章 豊川市環境審議会（第22条－第29条）

附則

私たちのまちには、愛知県の南東部に位置し、北部には本宮山をはじめとする広大な山々が連なり、中央部から南部に広がる平野には、清流「豊川」のほか自然の残された多くの河川が豊かな流れをつくり穏やかな三河湾へと臨んでいます。また、古くから三河国府が置かれるなど、政治、経済、文化の中心地としてその歴史を今に伝えるとともに、農業、工業、商業など多様な機能を備えた都市として、また東三河の交通の要衝として発展を続けています。

しかしながら、近年の生活様式の変化や産業活動の拡大は、私たちの生活の利便性や物の豊かさをもたらした一方で、資源及びエネルギーを大量に消費することにより、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響を及ぼし、更には、人類の存続基盤である地球環境を脅かすまでに至っています。

今こそ私たちは、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていること及び環境資源や環境の価値は有限であることを自覚し、自然と人との共生を確保するとともに、次世代に自然と調和した健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を引き継ぐことができるよう、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりをしていかなければなりません。

このような認識の下に、私たちはそれぞれの役割を自覚し、協働して良好な環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる環境都市を実現するために、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生

生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生態系の均衡及び生物の多様性の確保に配慮し、自然と人とが共生していくことを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、環境資源及び環境の価値が有限であることを認識して、資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用により、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識して、すべての事業活動や日常生活において地球環境保全に資するよう行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するものとする。
- 3 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に資する取組の支援に努めるものとする。
- 4 市は、環境施策の推進を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めなければならない。

（市、市民及び事業者の協働）

第7条 市、市民及び事業者は、それぞれが担うべき責務を自覚し、協働して環境施策及び環境活動を推進しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

第8条 市は、持続可能な社会づくりを実現するために、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が達成されるよう努めるものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう公害を防止し、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生き物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るため、水資源及び森林資源を保全するとともに、森林、樹林地、水辺地、河川、農地等を適正に維持管理し、人と自然との豊かなふれあいが確保されること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用をするとともに廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 歴史的又は文化的な環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適で良好な環境を創造すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、環境の保全及び創造についての目標、環境施策及び環境活動の方向性その他必要な事項について定めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する豊川市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第10条 市長は、基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動並びに環境の状況について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 基本施策等

(情報の収集及び提供)

第11条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造の活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(施設の整備)

第12条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全及び創造上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興)

第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育

及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(快適で良好な環境の創造等)

第14条 市は、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的又は文化的遺産の保全等に努め、地域の特性を生かした潤いと安らぎのある環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の発生抑制等に関する措置)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、河川等の水質汚濁の防止、廃棄物の不法投棄及び散乱の防止、清潔な生活環境の保持並びに清掃その他環境の美化に努め、美しいまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第17条 市は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者による二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する活動を推進するため、地球温暖化の防止に必要な措置を講ずるものとする。

(生物多様性の保全のための措置)

第18条 市は、野生生物の種の保存とともに、生物多様性の保全が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視体制等の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他の環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境施策を適正に実施するために必要な監視、調査等の体制の整備に努めるものとする。

(地球環境保全に係る施策の推進)

第20条 市は、自らの活動が地球環境保全と密接に関係することを認識し、地球環境保全のための活動を積極的に取り組まなければならない。

2 市は、市民及び事業者との適切な役割分担の下に、地球環境保全のための施策を率先して推進するものとする。

(国際的協力の推進)

第21条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるため、国際的協力の推進に努めるものとする。

第3章 豊川市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、豊川市環境審議会(以下

「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項
(組織)

第24条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長にあっては委員の互選により定め、副会長にあっては会長の指名した者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(補則)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(豊川市環境審議会条例の廃止)

2 豊川市環境審議会条例(平成10年豊川市条例第38号)は、廃止する。

3 市民等意識調査結果

(1) 調査概要

<調査目的>

「豊川市環境基本条例」第9条第3項において、環境基本計画の策定にあたっては、「市民及び事業者の意見が反映されるよう努める」とされていることから、アンケート調査を実施しました。

<調査対象>

調査対象は、市内在住の18歳以上の市民2,000名及び市内に拠点を置く事業所（本所・支所や事業所規模を問わない）300事業所としました。

<調査方法>

調査方法は、郵送配布、郵送回収としました。

<調査期間>

調査期間は、平成30年11月21日（水）から12月5日（水）までとしました。

<回収結果>

回収結果は、以下のとおりです。

調査対象	配布数	回収数	回収率
市民	2,000	887	44.4%
事業所	300	103	34.3%

<調査結果の見方>

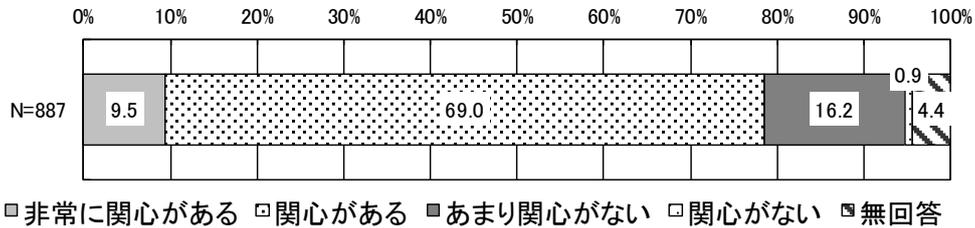
調査結果の見方は、以下のとおりです。

- ①図表内の「N」は、設問に対する回答の合計数です。
- ②単数回答の設問は帯グラフ、複数回答の設問は棒グラフとしています。
- ③集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ④複数回答を求めた設問では、設問に対する回答者数を基数として算出しているため、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ⑤図表内の選択肢表記は、場合によっては語句を短縮・簡略化しています。

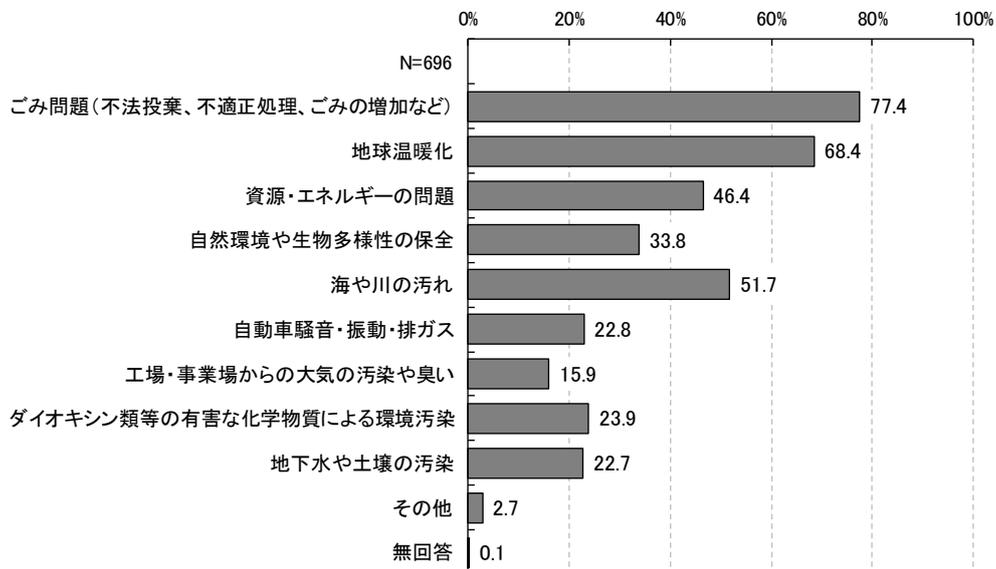
(2) 調査結果【市民向け】

<環境問題に対する意識や関心について>

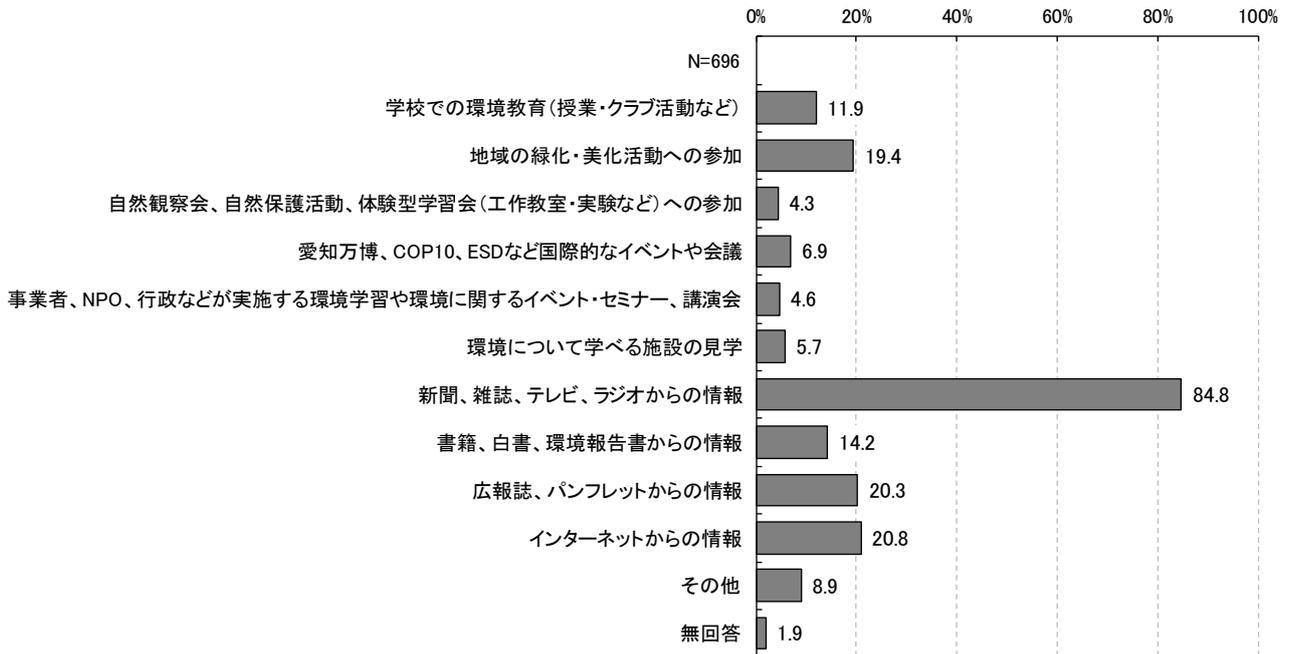
問1 あなたは、環境問題に対して関心がありますか。(○は1つ)



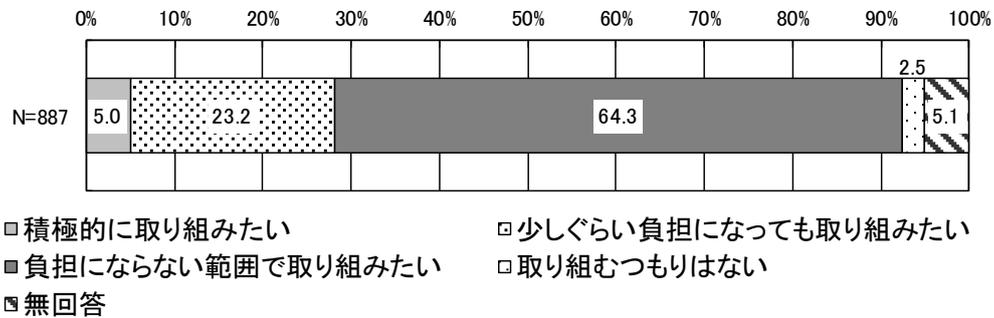
問2 問1で「非常に興味がある」、「興味がある」と答えた方にお聞きします。
現在、どのような環境問題に関心がありますか。(○はいくつでも)



問3 問1で「非常に興味がある」、「興味がある」と答えた方にお聞きします。
問2で選択した環境問題に関心を持つようになったきっかけは何ですか。(〇はいくつでも)

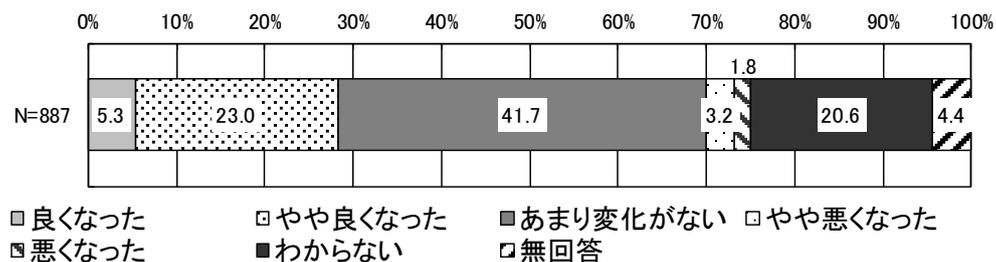


問4 環境問題に取り組む姿勢として、あなたの考えに近いものはどれですか。(〇は1つ)



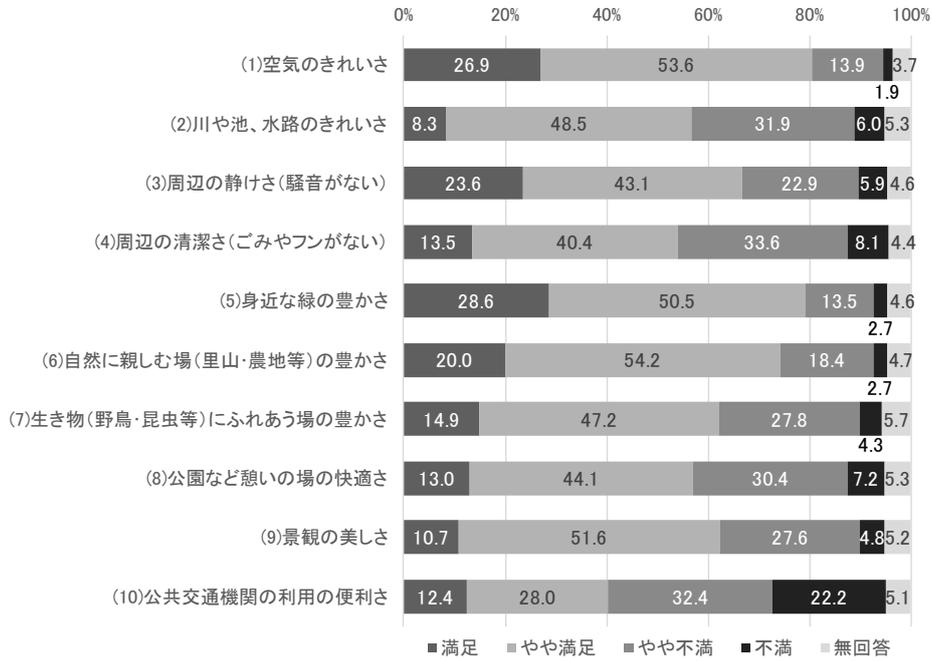
<豊川市の環境に対する満足度について>

問5 あなたは、豊川市の環境が以前と比べてどのように変化してきていると思いますか。(〇は1つ)

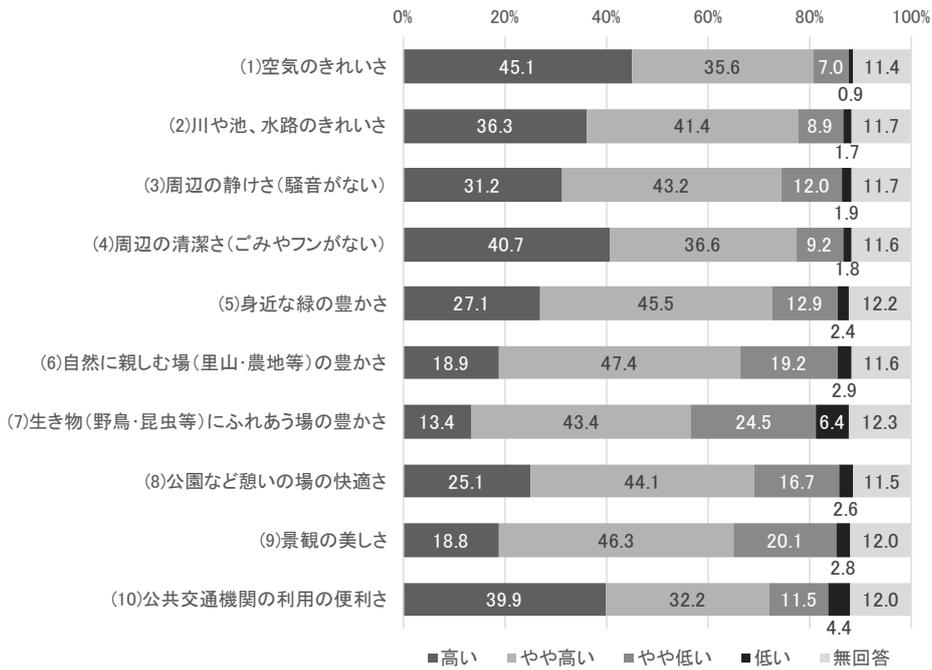


問6 以下の環境の快適さを表す各項目について、あなたのご近所や町内の範囲を思い浮かべ、現在の「満足度」と今後の「重要度」として、あなたのお気持ちに最も近い番号に○印をつけてください。
(○はそれぞれ1つ)

満足度

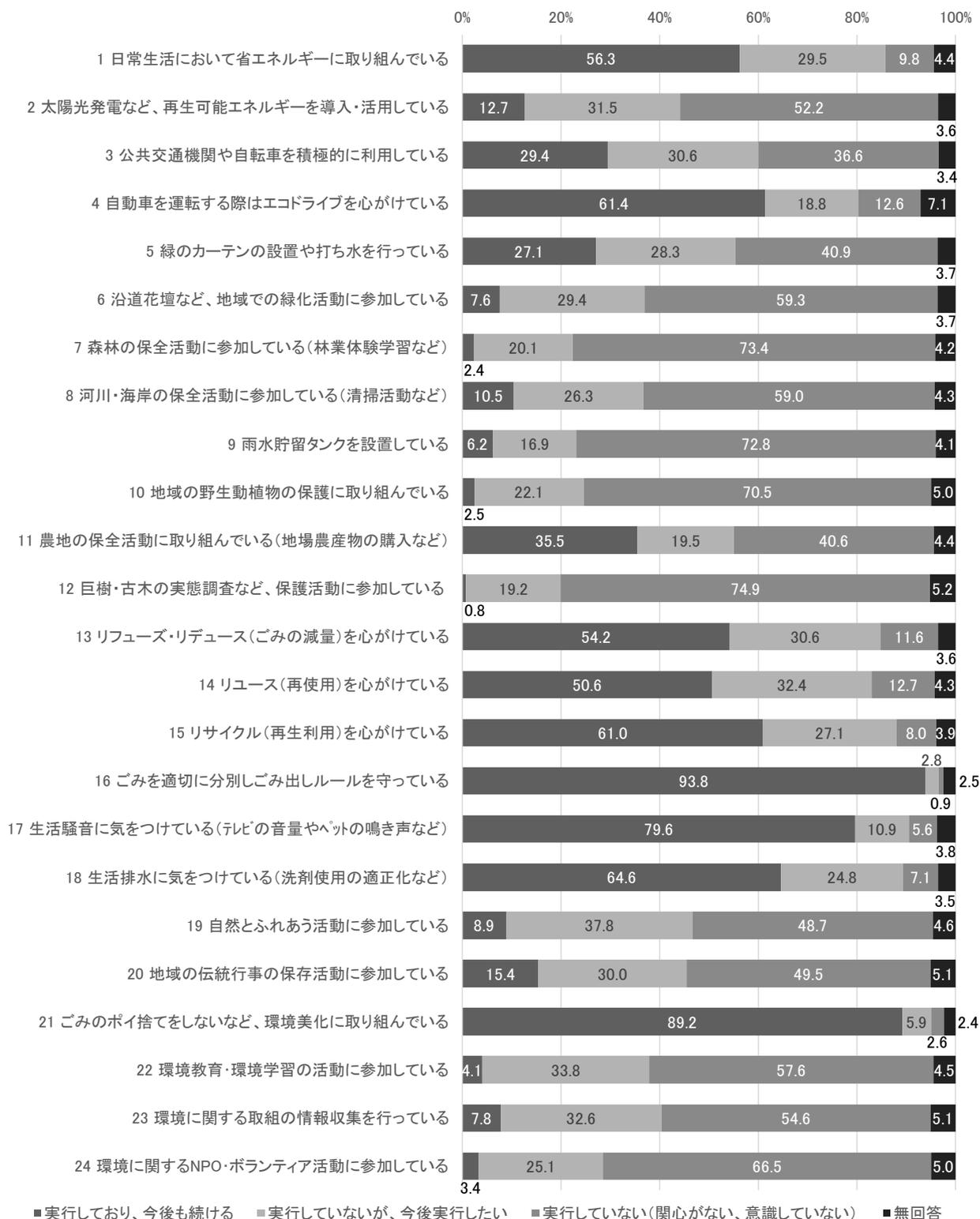


重要度



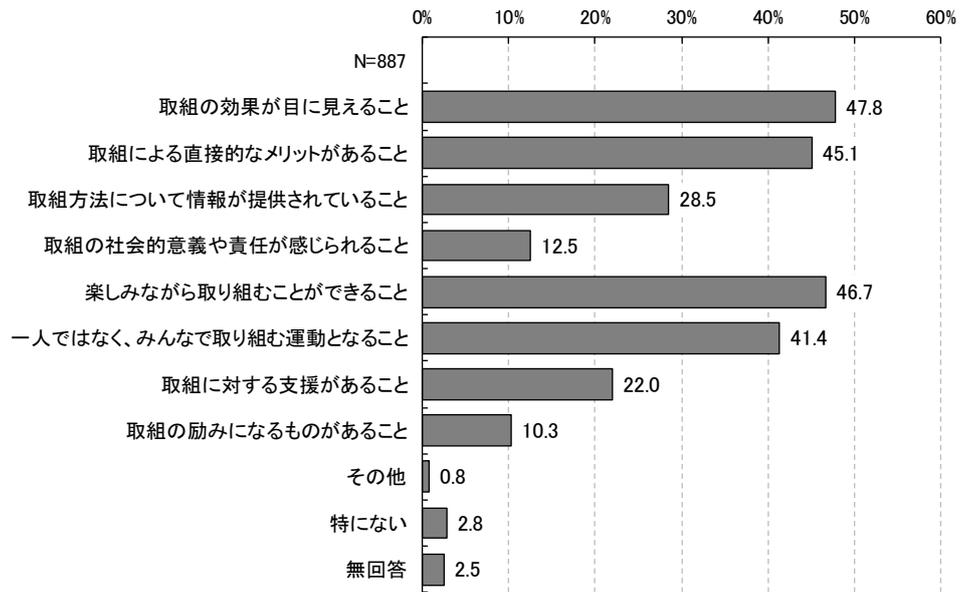
<環境保全の取組について>

問7 あなたは、次のような環境保全の取組を実行していますか。各項目について、該当する番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

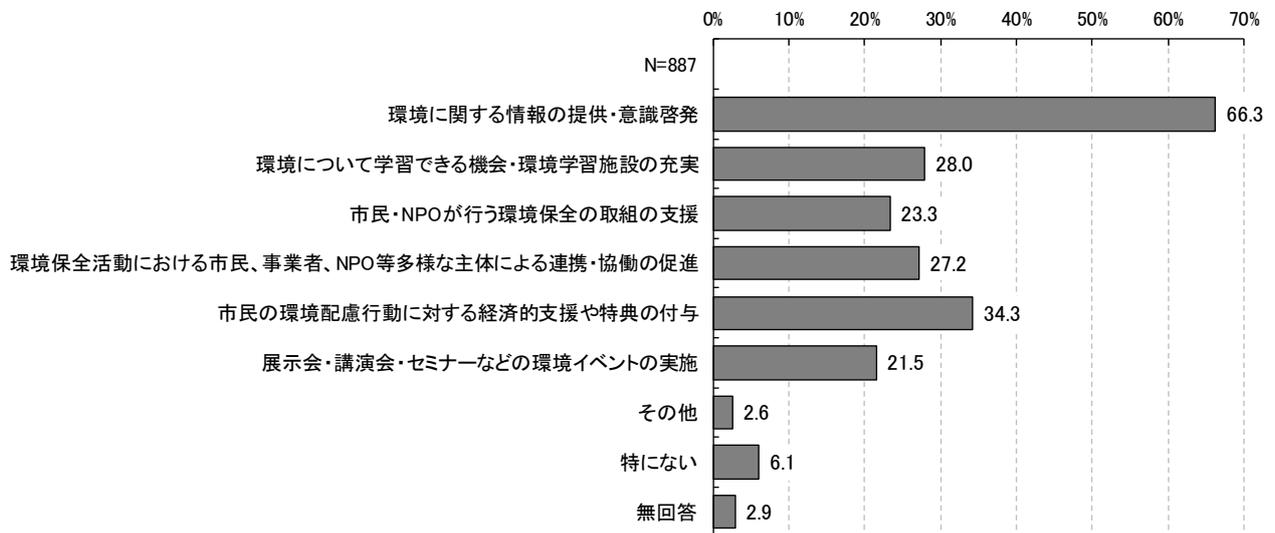


資料編

問 8 あなた自身が環境保全の取組をより積極的に実行していくために、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

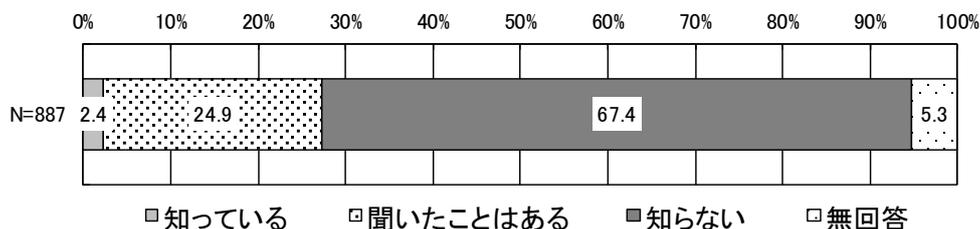


問 9 環境保全の取組が市民の皆さんに広がるために、本市はどのような施策に力を入れるべきだと思いますか。(○は3つまで)



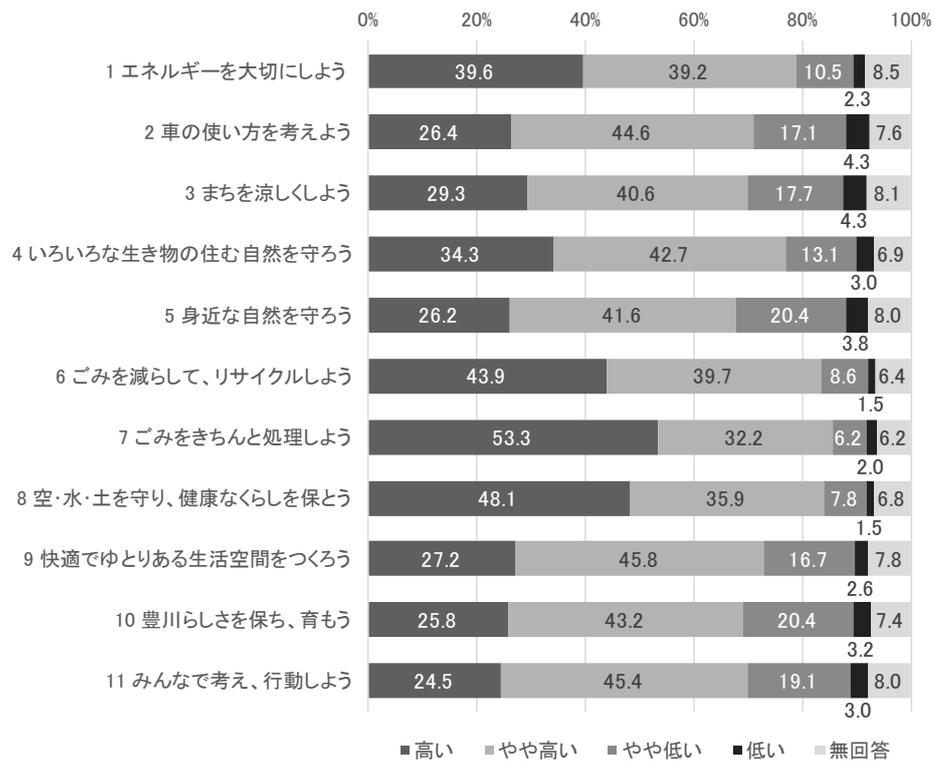
<本市の環境基本計画に関する取組について>

問 10 あなたは、「豊川市環境基本計画」を知っていますか。(○は1つ)

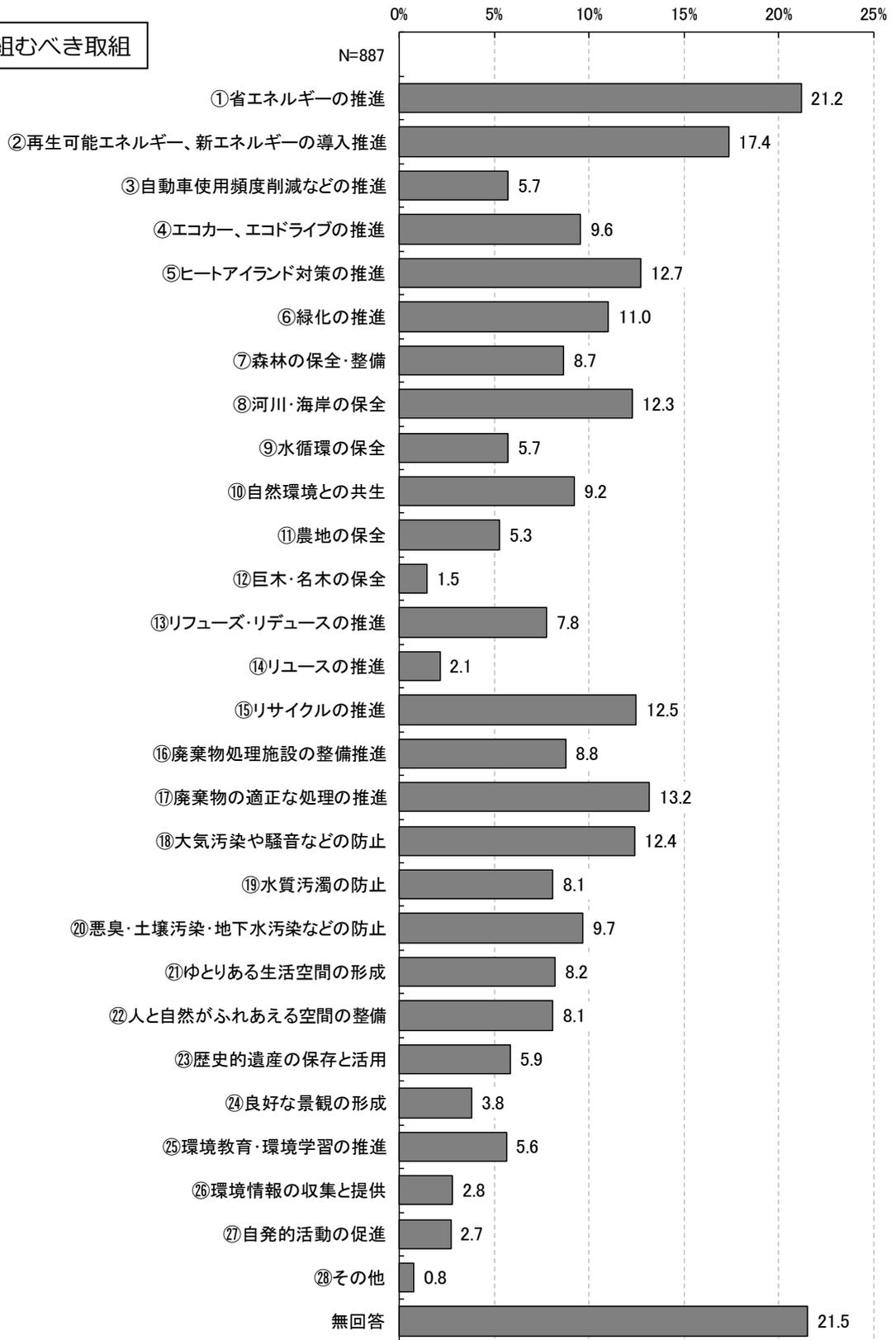


問 11 本市の環境基本計画に関する環境目標について、今後の重要度をどのように考えますか。重要度について、該当する番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つ) また、より良い環境を将来の世代に引き継ぐため、今後、特に重点的に取り組むべき取組を3つ選び、番号を記入してください。

重要度

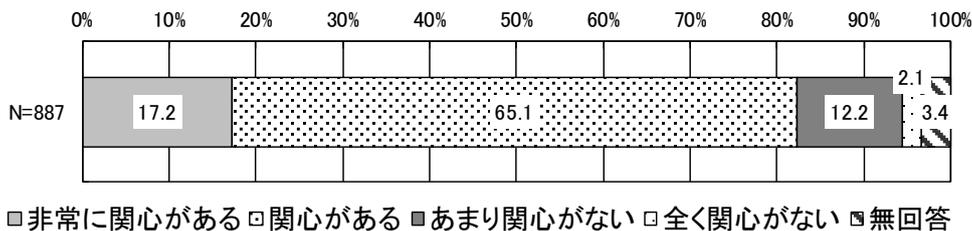


重点的に取り組むべき取組



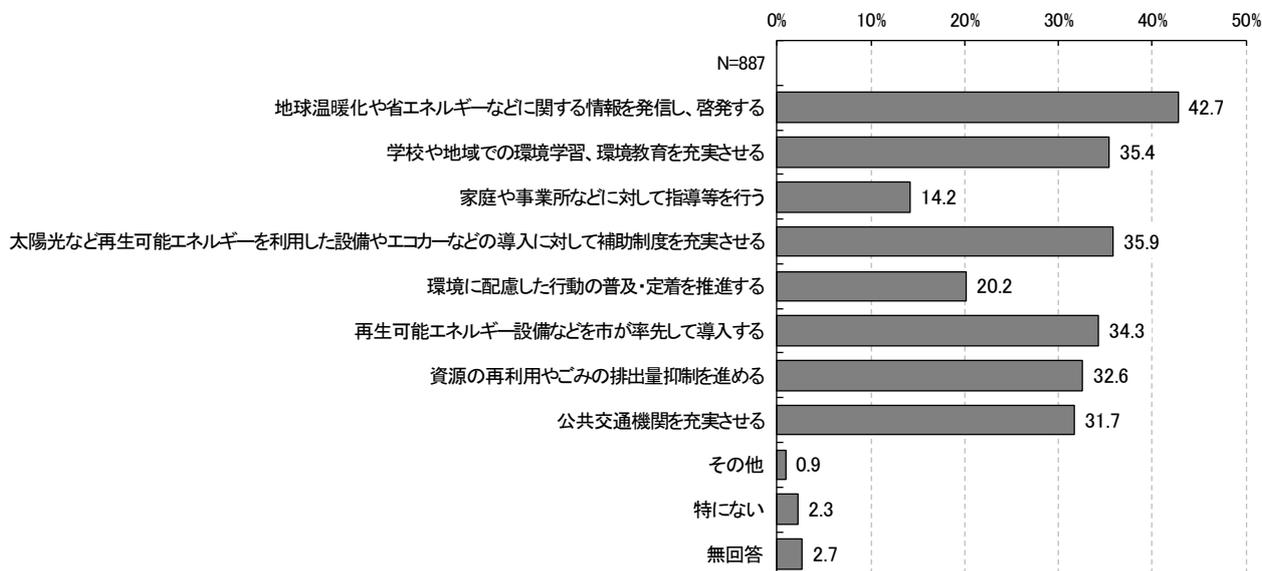
<地球温暖化対策について>

問 12 あなたは、地球温暖化に対して関心がありますか。(○は1つ)

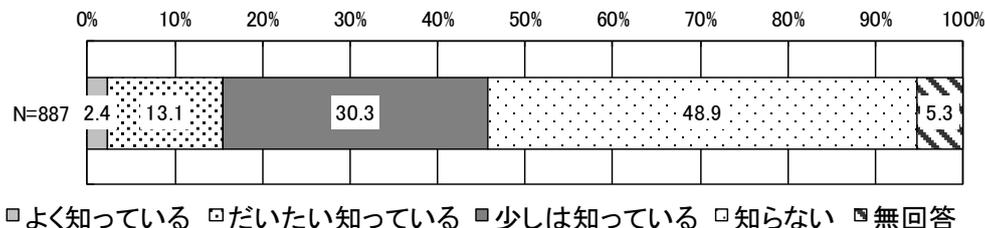


□非常に興味がある □興味がある □あまり興味がない □全く興味がない □無回答

問 13 地球温暖化対策を進めるため、本市はどのような施策に取り組むべきだと思いますか。(○は3つまで)

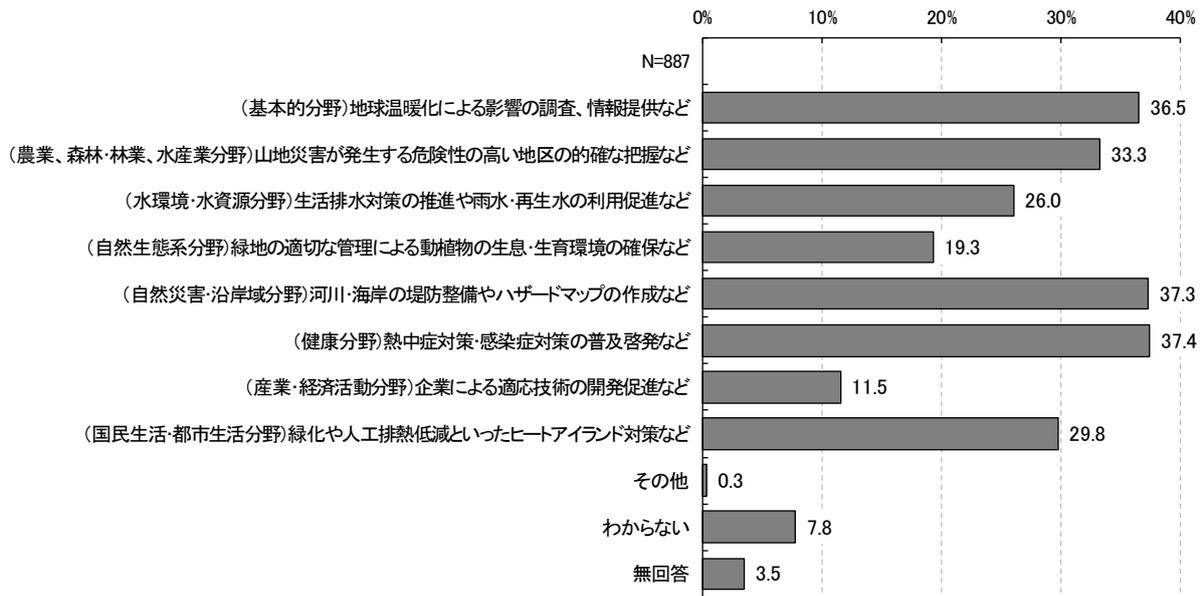


問 14 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑制する取組を「緩和」といいます。さらに近年、熱中症の予防や土砂災害・水害対策など、地球温暖化の影響に備える「適応」という考え方が広がっています。あなたは、「適応」という考え方を知っていますか。(○は1つ)



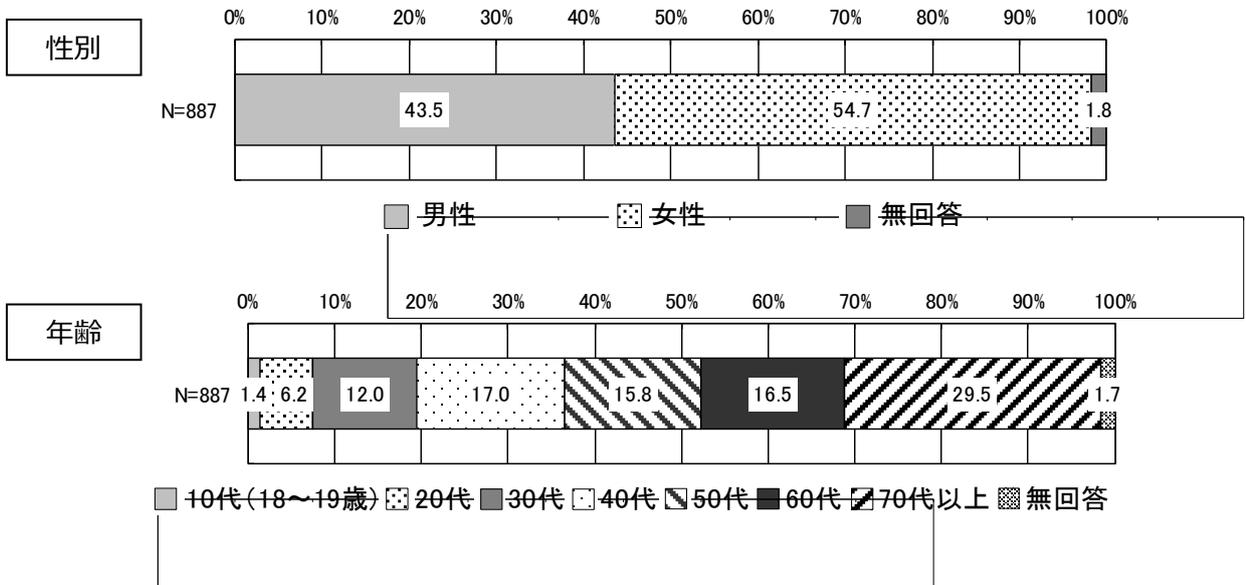
□よく知っている □だいたい知っている □少しは知っている □知らない □無回答

問 15 あなたは、地球温暖化の影響への「適応」について、本市に対し特にどの分野の取組を求めますか。
(○は3つまで)

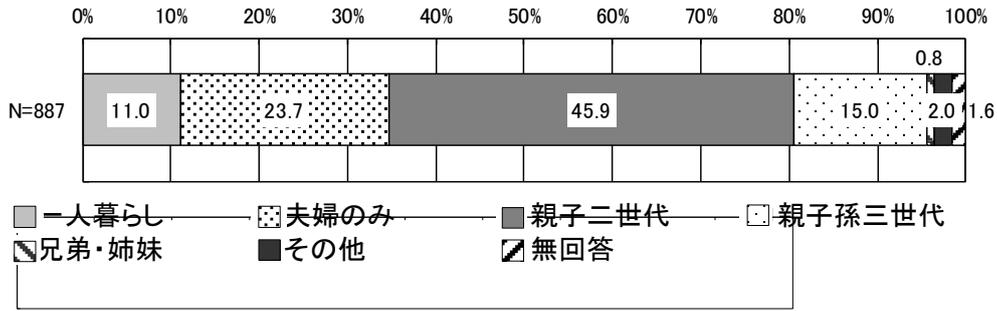


<あなたのことについて>

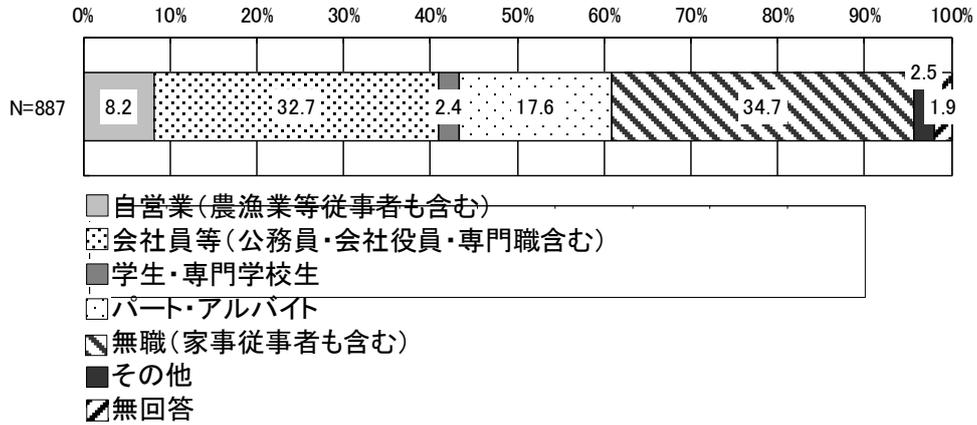
問 16 あなたのことについておたずねします。各項目について、当てはまるものの番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つ、ただし、地球温暖化対策設備導入状況はいくつでも)



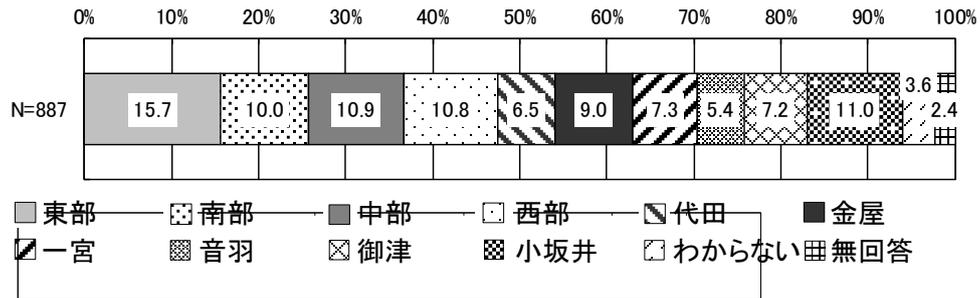
家族構成



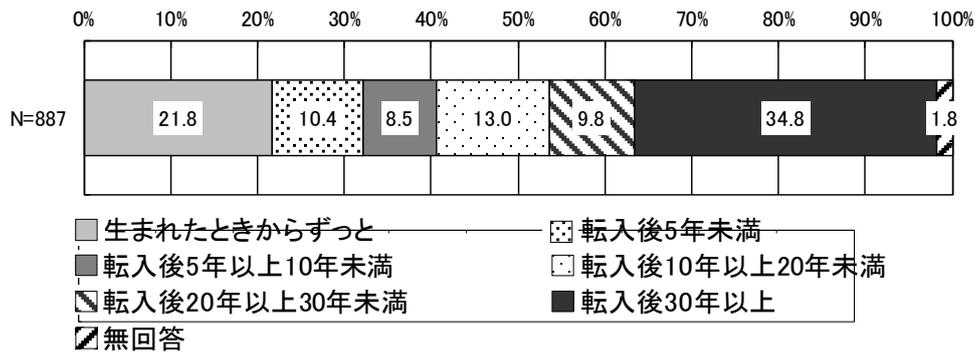
職業



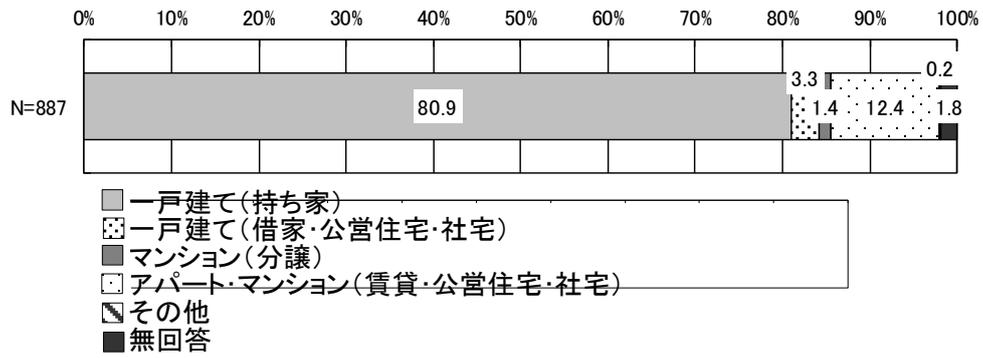
居住地区



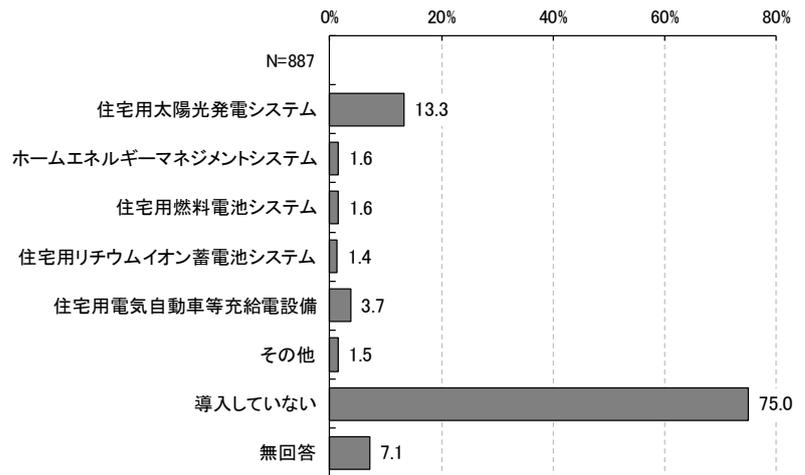
居住年数



居住形態



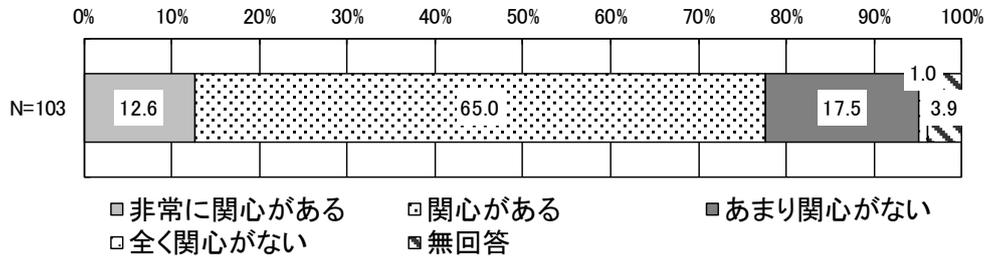
地球温暖化対策設備導入状況



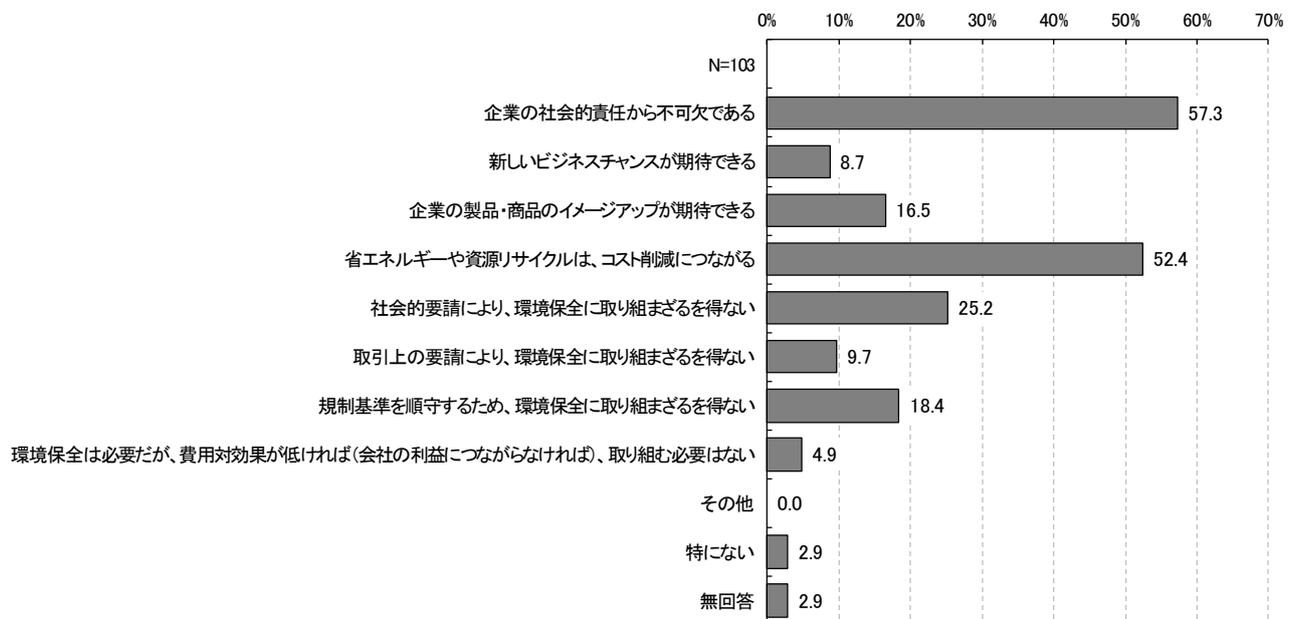
(3) 調査結果【事業所向け】

<環境問題に対する意識や関心について>

問1 貴事業所は、環境問題に関心がありますか。(○は1つ)

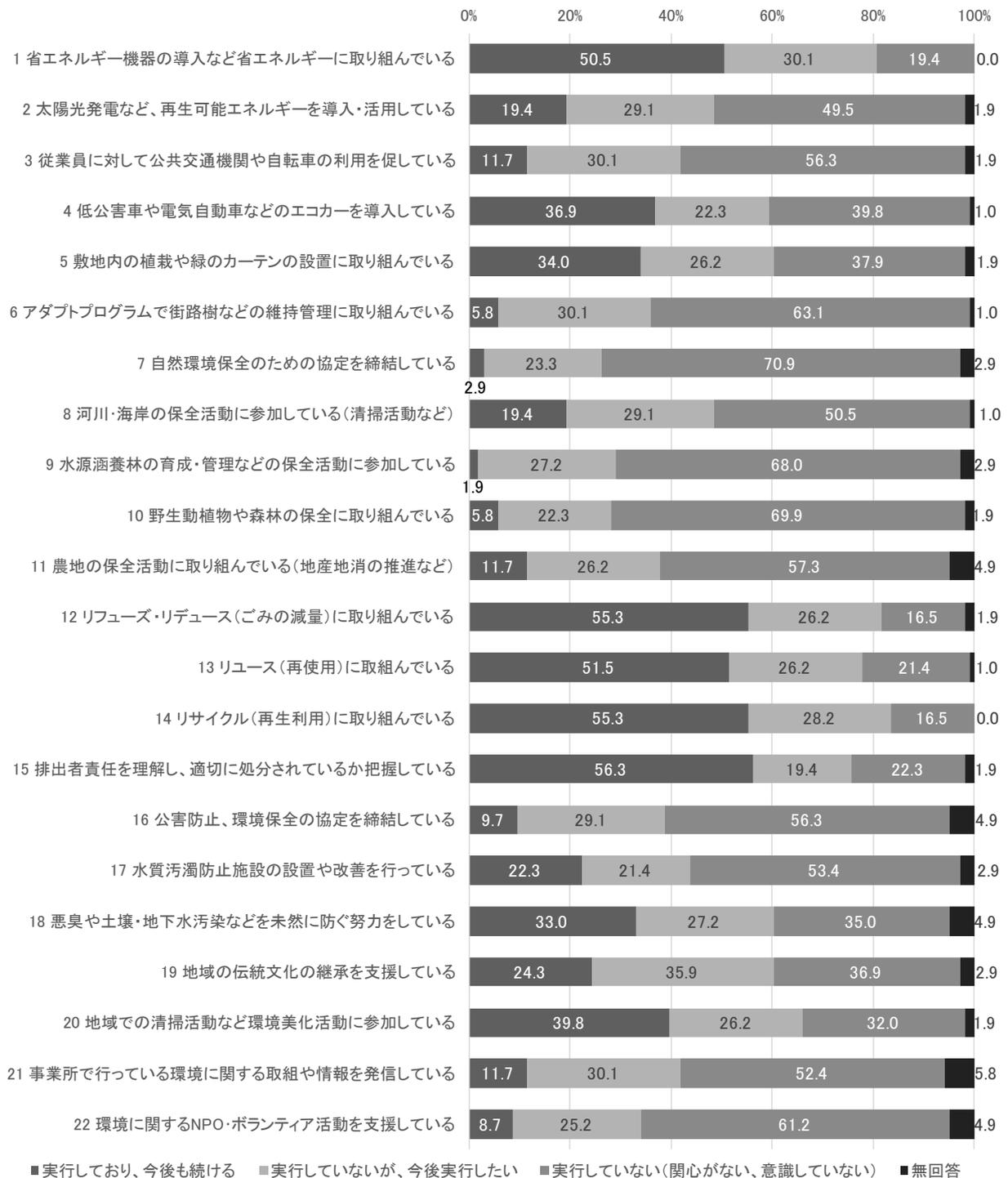


問2 貴事業所は、環境保全の取組についてどのようにお考えですか。(○はいくつでも)

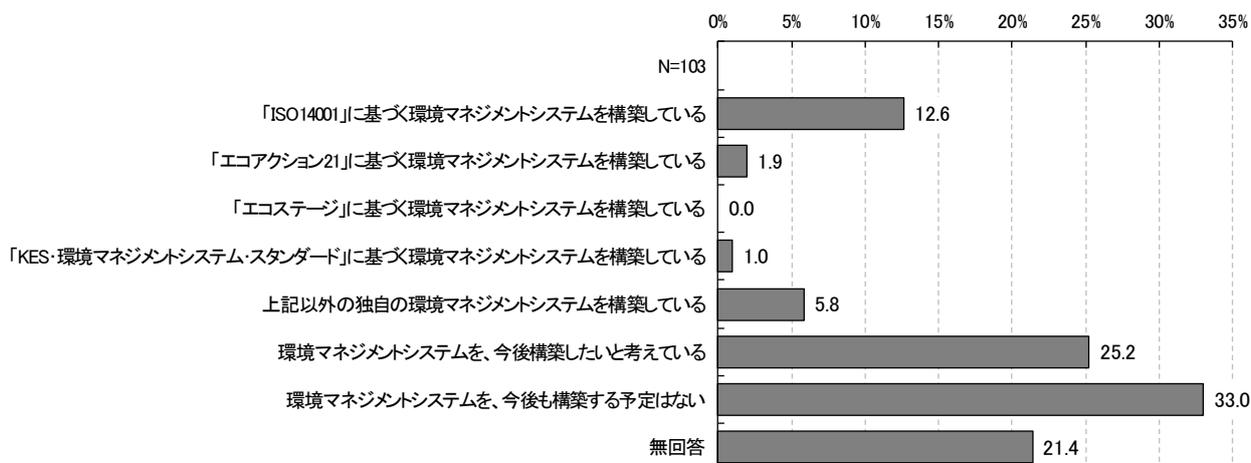


<環境保全の取組について>

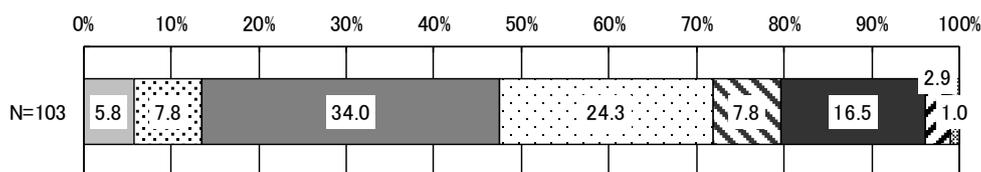
問3 貴事業所は、次のような環境保全の取組を実行していますか。各項目について、該当する番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つ)



問4 環境マネジメントシステムについて、貴事業所の取組状況に当てはまるものはどれですか。(〇は
いくつでも)

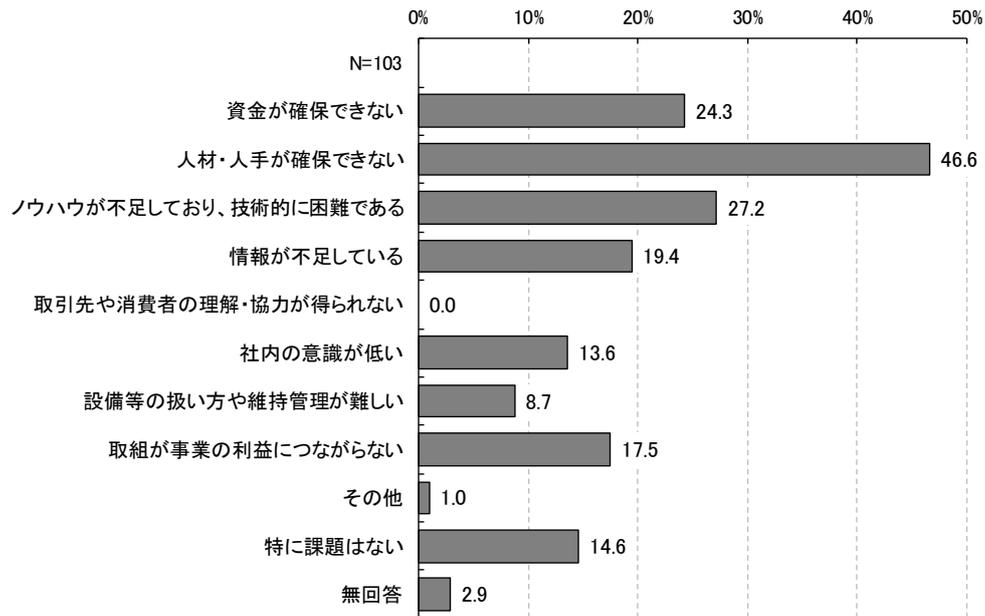


問5 環境保全に関する従業員教育について、貴事業所の取組状況や考え方に当てはまるものはどれです
か。(〇は1つ)

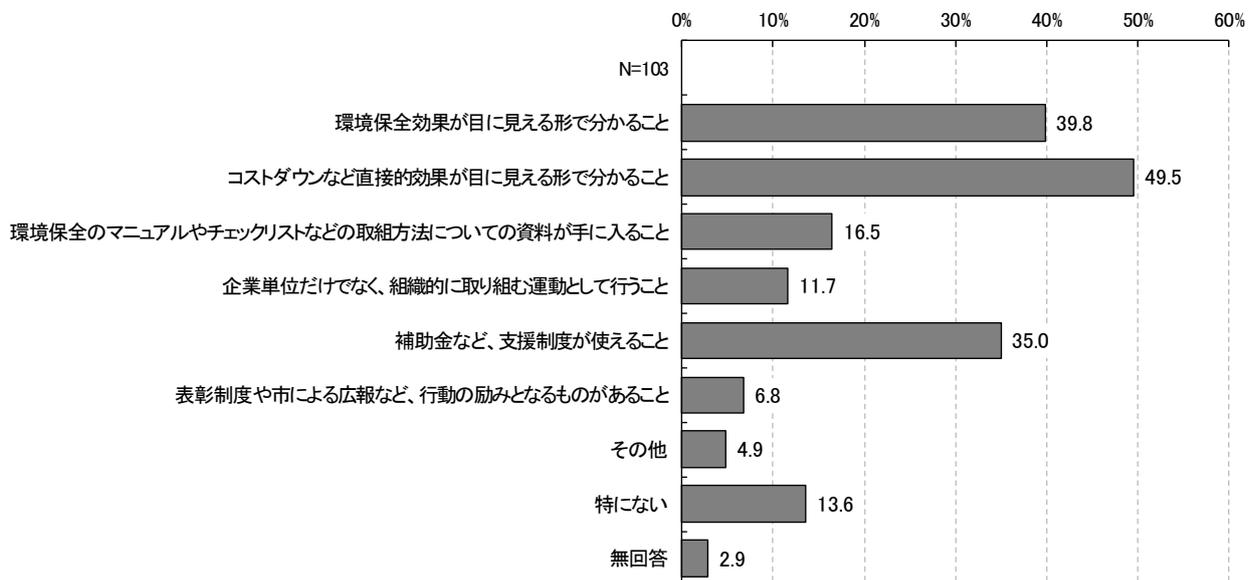


- 研修制度を設け、教育している
- 研修制度はないが、従業員研修の中で呼びかけている
- 研修は行っていないが、日常的に呼びかけている
- 研修や呼びかけは行っていない
- 従業員研修の対象とは考えていない
- 当事業所の事業内容に関連しない
- その他
- 無回答

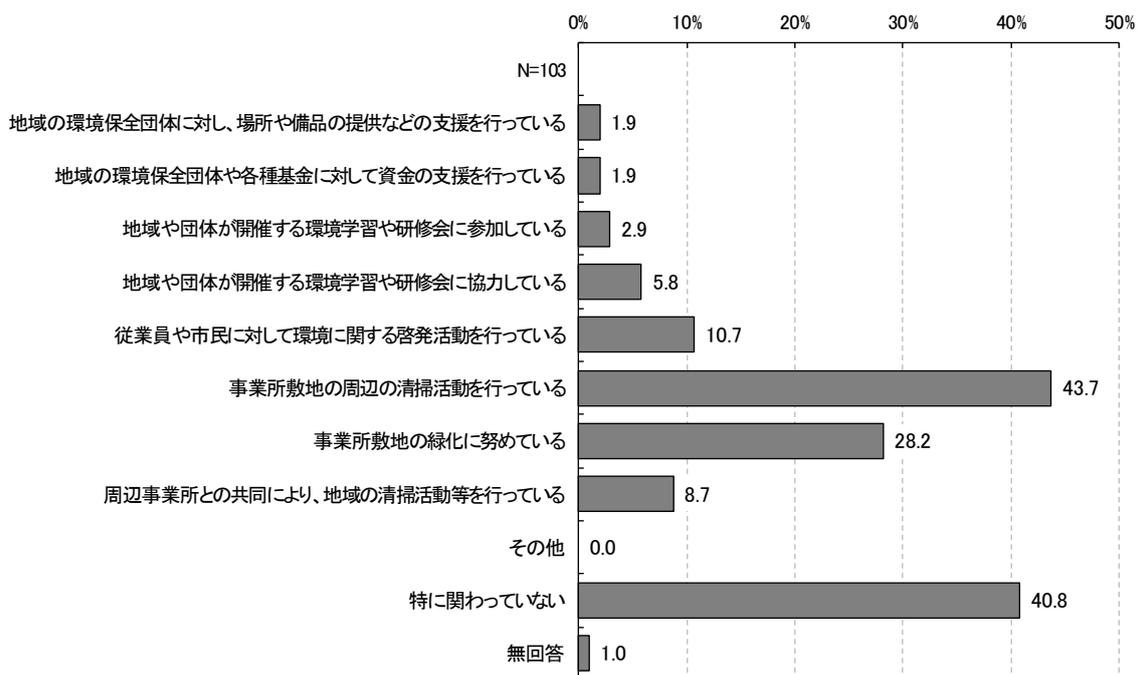
問6 貴事業所が環境保全の取組を実行する上で課題と感じていることはありますか。(〇はいくつでも)



問7 貴事業所が環境保全の取組をより積極的に実行していくために、どのようなことが必要ですか。(〇は3つまで)

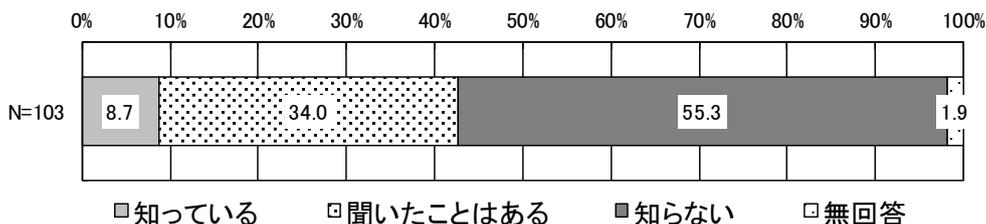


問 8 貴事業所は、地域の環境保全の取組にどのように関わっていますか。(〇はいくつでも)



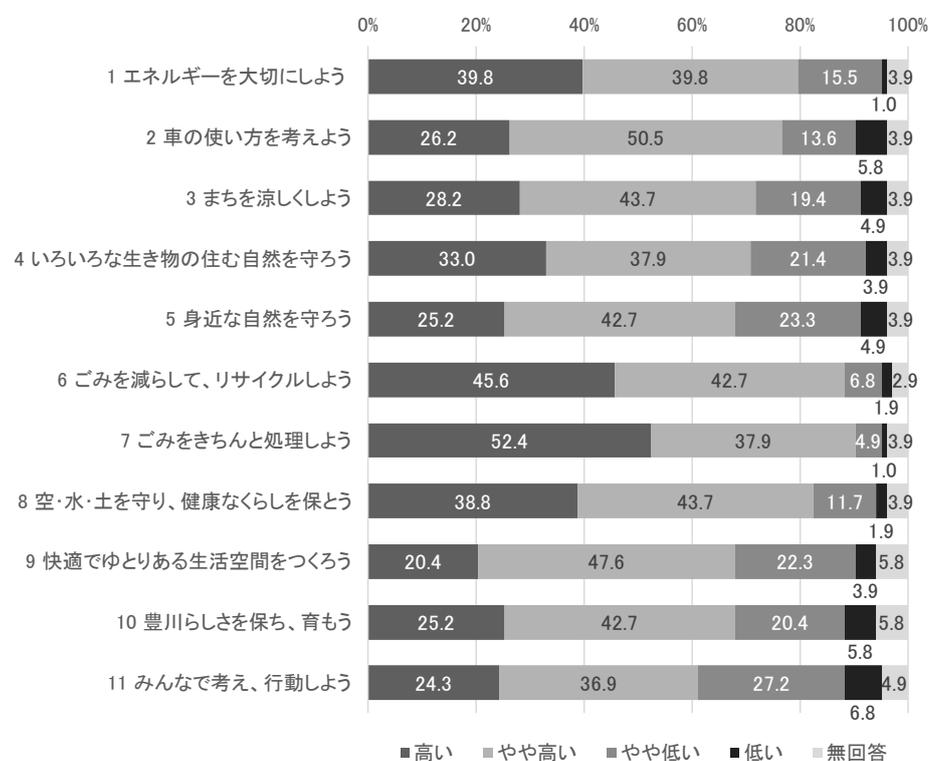
<本市の環境基本計画に関する取組について>

問 9 貴事業所は、「豊川市環境基本計画」を知っていますか。(○は1つ)

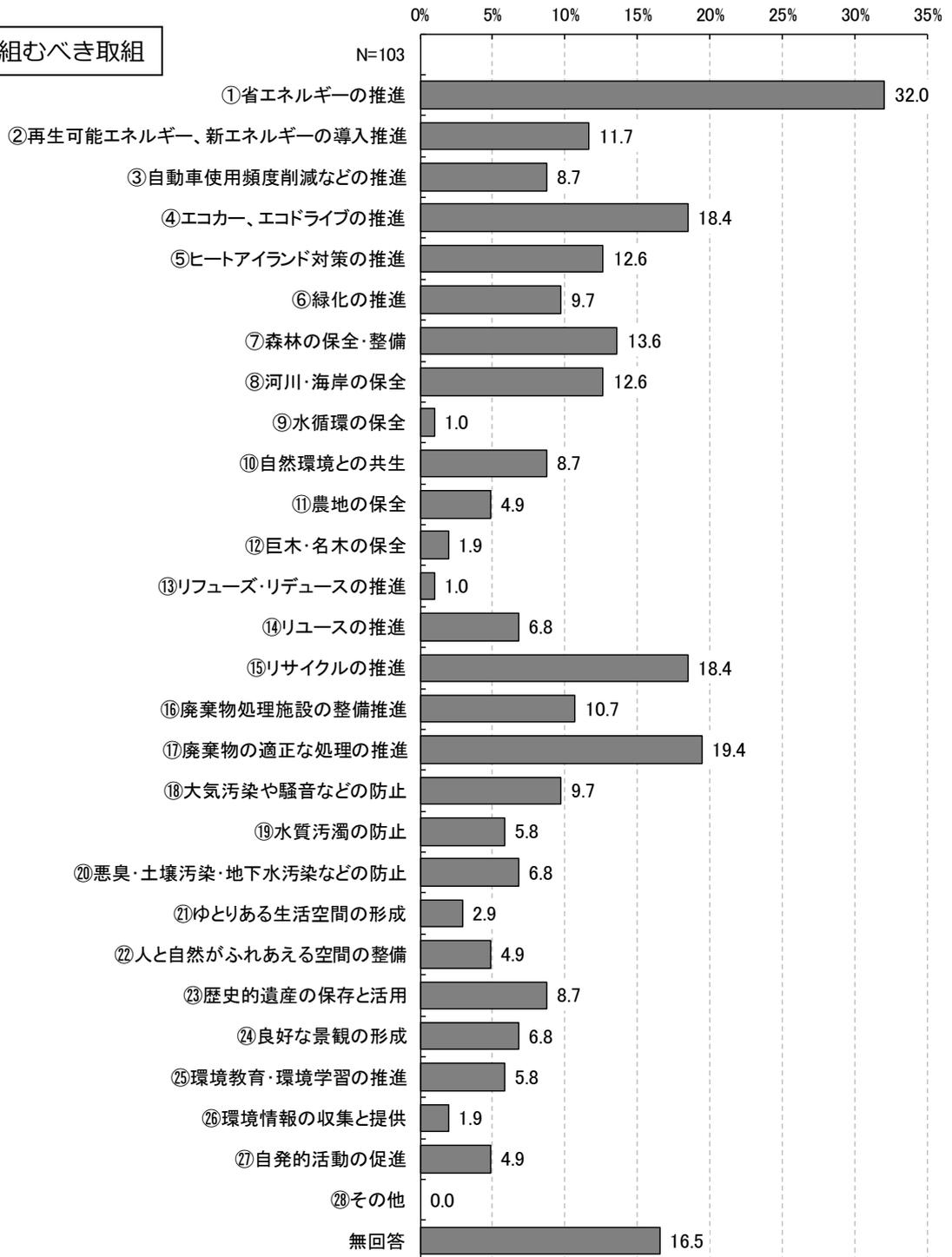


問 10 本市の環境基本計画に関する環境目標について、今後の重要度をどのように考えますか。重要度について、該当する番号に○印をつけてください。(○はそれぞれ1つ) また、より良い環境を将来の世代に引き継ぐため、今後、特に重点的に取り組むべき取組を3つ選び、番号を記入してください。

重要度

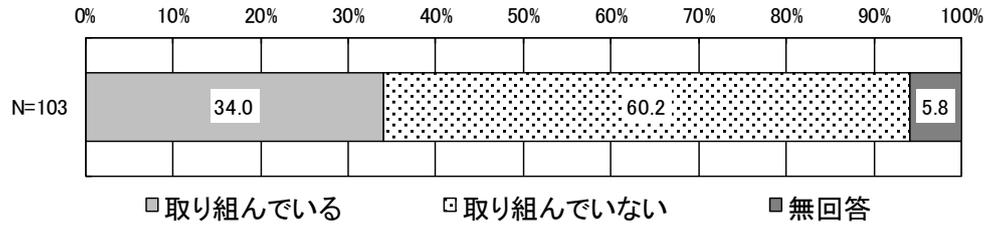


重点的に取り組むべき取組



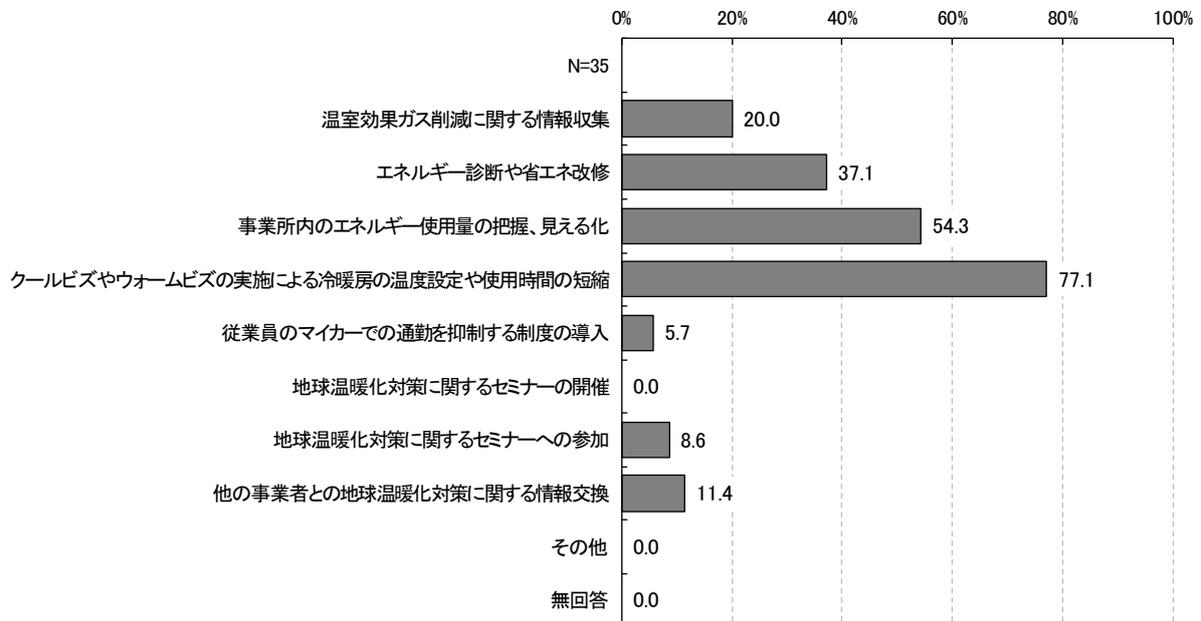
<地球温暖化対策について>

問 11 貴事業所では、地球温暖化対策に取り組んでいますか。(○は1つ)

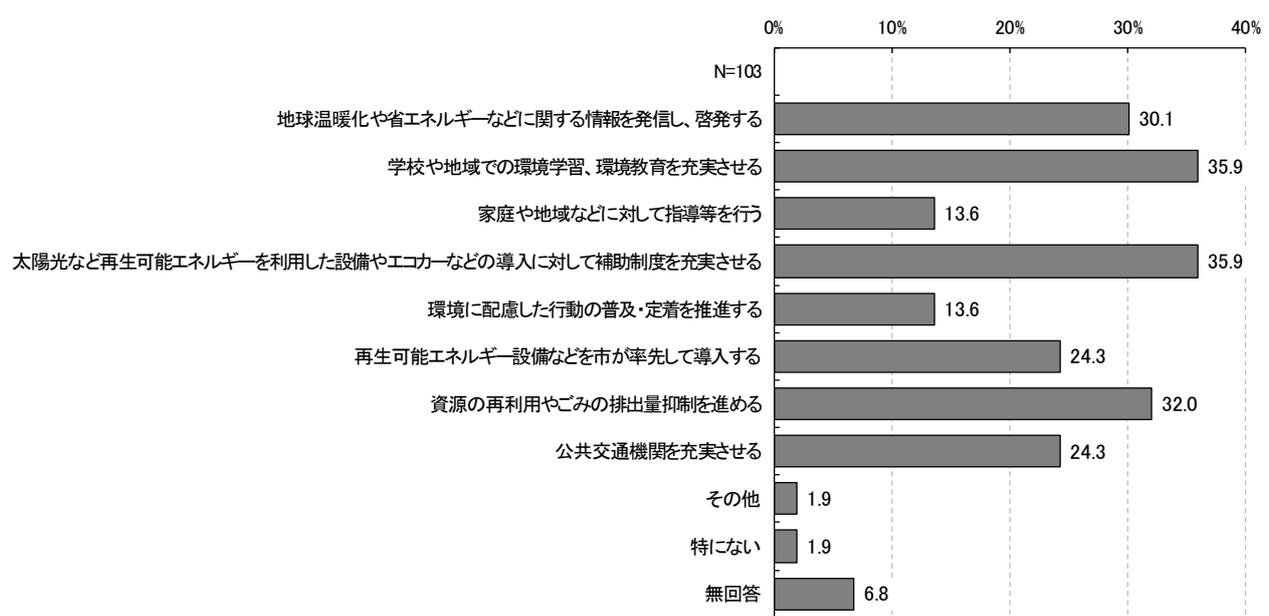


問 12 問 11 で「取り組んでいる」と答えた方にお聞きします。

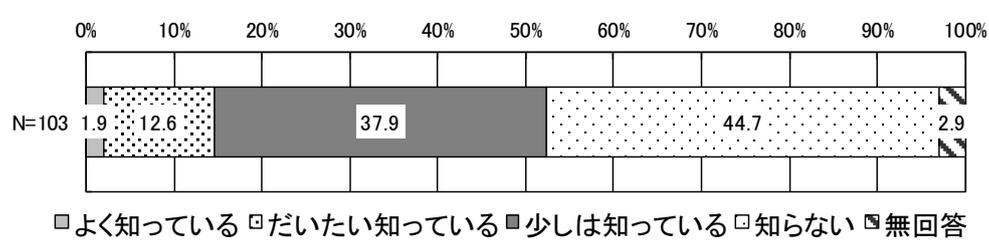
貴事業所ではどういった地球温暖化対策に取り組んでいますか。(○はいくつでも)



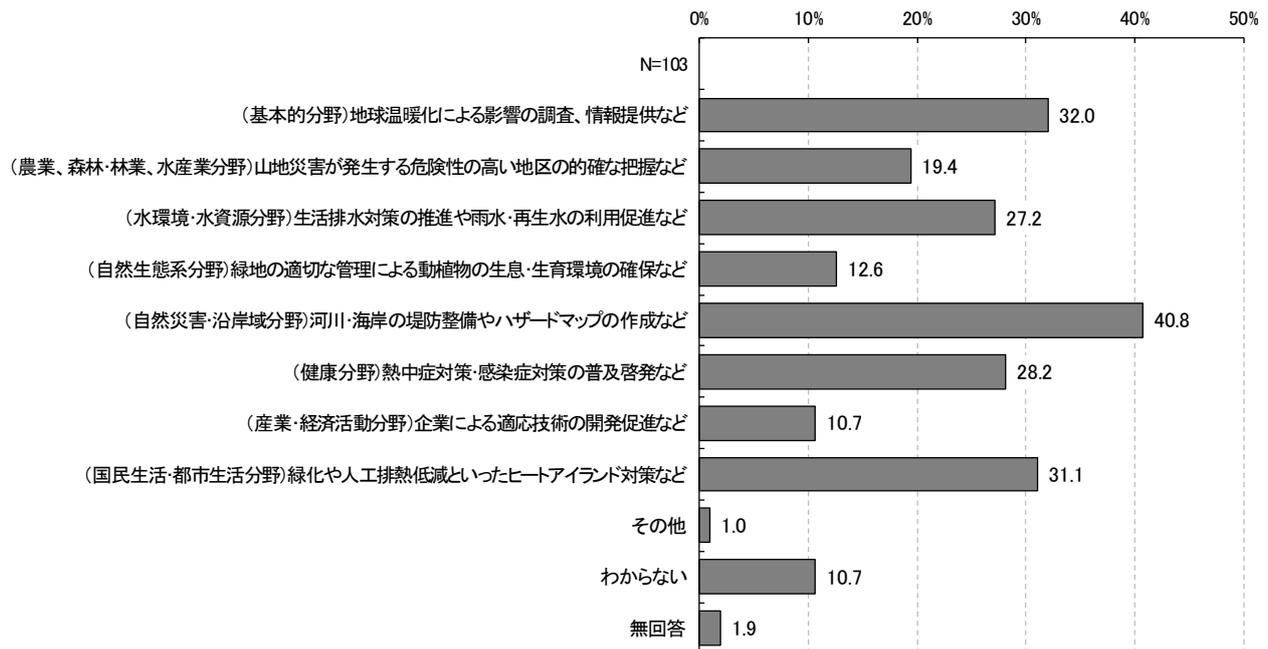
問 13 地球温暖化対策を進めるため、本市はどのような施策に取り組むべきだと考えますか。(〇は3つまで)



問 14 地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出を抑制する取組を「緩和」といいます。さらに近年、熱中症の予防や土砂災害・水害対策など、地球温暖化の影響に備える「適応」という考え方が広がっています。貴事業所は、「適応」という考え方を知っていますか。(〇は1つ)

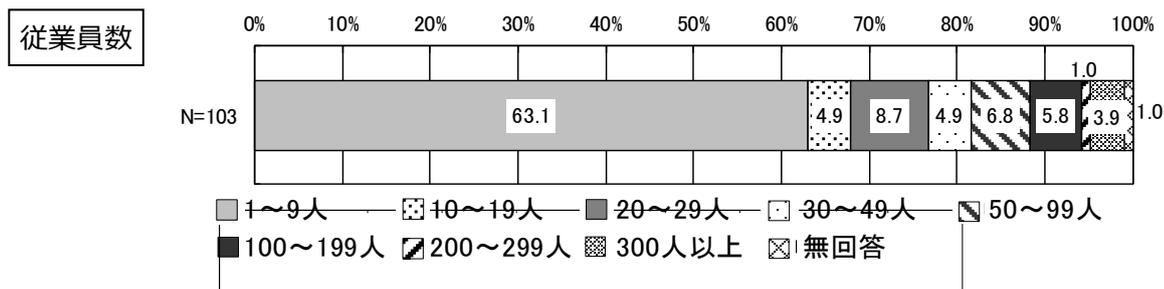
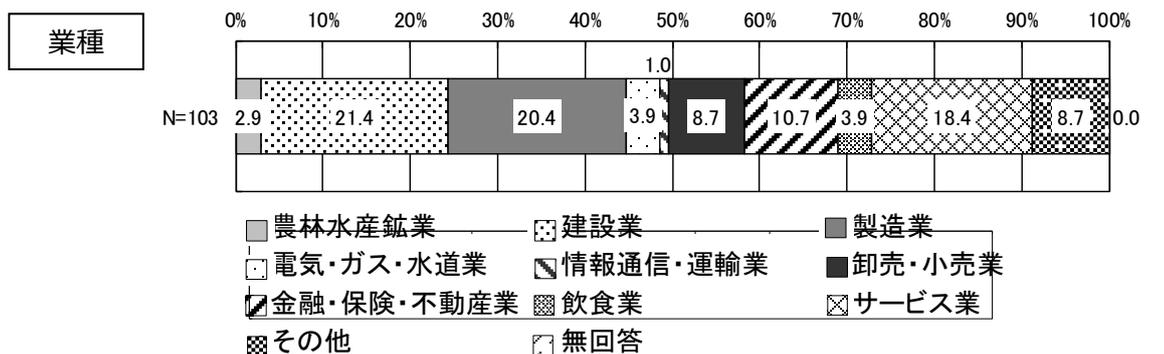


問 15 貴事業所は、地球温暖化の影響への「適応」について、本市に対し特にどの分野の取組を求めますか。(〇は3つまで)

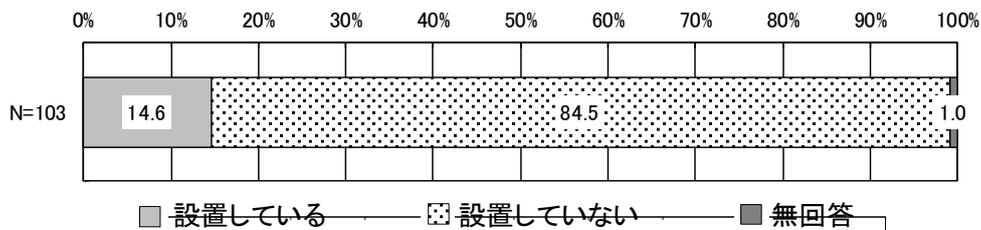


<貴事業所のことについて>

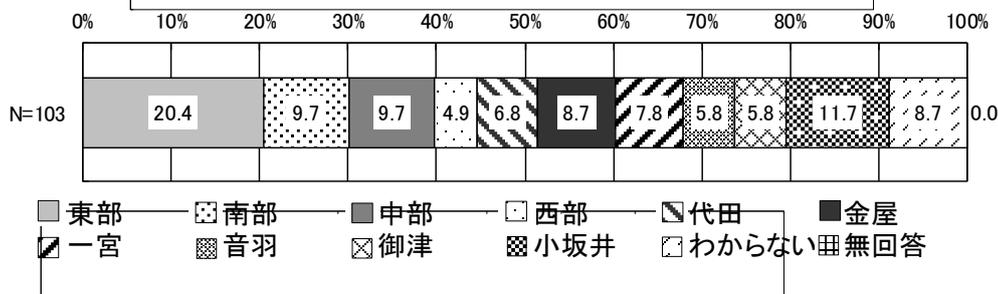
問 16 貴事業所のことについておたずねします。各項目について、当てはまるものの番号に〇印をつけてください。(〇はそれぞれ1つ、ただし、地球温暖化対策設備導入状況はいくつでも)



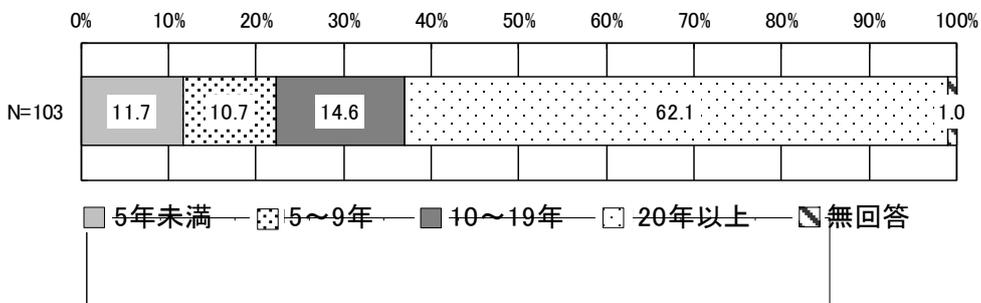
環境担当
設置状況



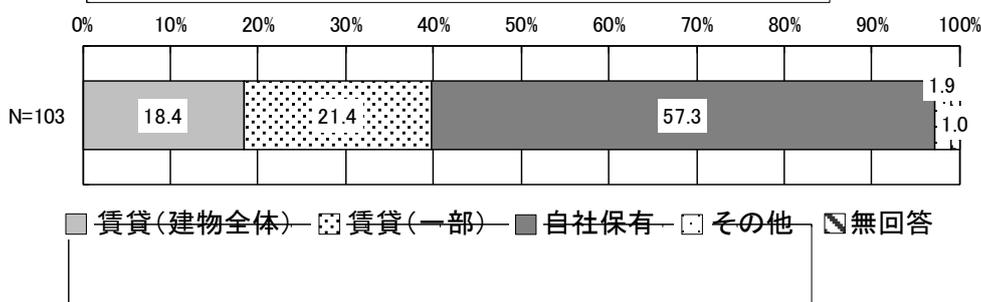
所在地区



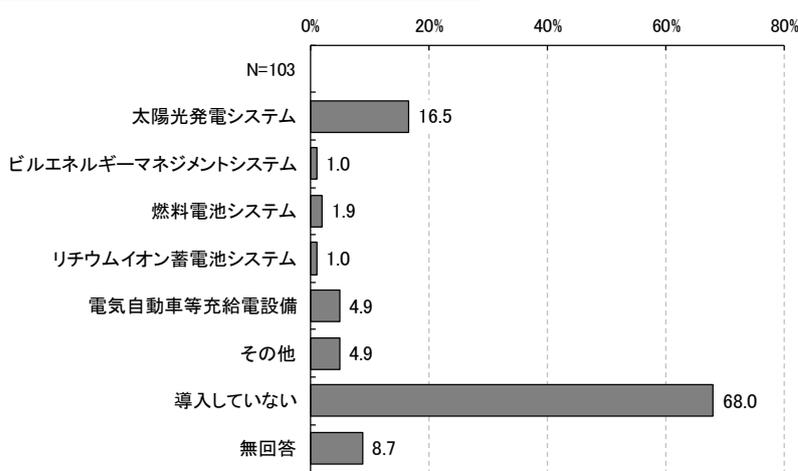
立地年数



所有形態



地球温暖化対策設備導入状況



4 用語解説

あ行

アウトカム指標【P16】

事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標。

アウトプット指標【P16】

事業を実施する事業量（アウトプット）を表す指標。

アダプトプログラム【P14,21,30,50,58,62,75】

市民と市が協力し合い、まちの環境美化を推進していくため、道路、公園、河川などの公共施設を市民が美化ボランティアとなって管理していく制度。アダプトとは、英語で「養子縁組をする」という意味があり、美化ボランティアが「里親」となり、道路、公園、河川などを「養子」とみなして清掃・美化活動を行う。

インタープリター【P62】

自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人（Interpreter=通訳）。一般的には植生や野生動物などの自然物だけでなく、地域の文化や歴史などを含めた対象の背後に潜む意味や関係性を読み解き、伝える活動を行う人を総称するという。

エコアクション 21【P62,63,109】

中小企業などにおいても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

エコチャレンジ・カレンダー【P10,14,26,74】

子どもたちが毎日の生活の中で自分たちにできるエコを知り、目標を立てて行動できるようになることを目指して作成したカレンダー。主に豊川市内の小学5年生を対象に配布し、毎月設定する「今月のテーマ」に寄せられた作品やアイデアは、ホームページ等で紹介している。

エコドライブ【P7,12,26,28,69,72,74,76,99,102,113】

地球温暖化防止のために、環境負荷の軽減に配慮した自動車運転の方法。アイドリングストップ、加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけるもの。

エコビジネス【P62,63】

環境保全の多様化と空間的拡大に対応して、環境保全に役立つ商品やサービスの提供、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供などを行うビジネス。環境負荷を低減する装置を作るビジネス、低公害車やエコロジーグッズなどの環境負荷の少ない製品を製造販売するビジネス、廃棄物処理業や環境調査・コンサルティング・サービスなど環境保全に資するサービ

スを提供するビジネスに加えて、砂漠緑化や下水道整備などの社会基盤を整備するビジネスがある。

温室効果ガス【P1,3,12,15,16,20,25,30,37,64,65,66,71,72,73,83,93,103,114,115】

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。このガスにより地球の平均気温は14°C前後に保たれているが、仮にこの温室効果ガスが全く存在しなければ、地球の平均気温は-19°Cになるといわれている。「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）のほか、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）、パーフルオロカーボン類（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）を加えた7ガスが削減対象の温室効果ガスと定められている。

か行

緩和策【P16,25,64,74】

地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）取組。

気候変動適応情報プラットフォーム【P32,33,77,79】

環境省が開設している気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するポータルサイト。気候リスク情報の提供を通じ、地方公共団体や事業者等が気候変動の影響への適応に関する取組を促進する基盤。

気候変動枠組条約【P1】

正式名称は「気候変動に関する国際連合枠組条約」であり、地球温暖化が自然の生態系等に悪影響を及ぼすおそれがあることを背景に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、様々な取組の原則、措置などを定めている。

グリーン購入【P46,75】

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

クールアース・デー【P26,27】

天の川を見ながら、地球環境の大切さを日本国民全体で再確認し、年に一度、低炭素社会への歩みを実感するとともに、ライトダウンを中心とした、家庭や職場における取組を推進するための日として、7月7日をクールアース・デーとしている。

クールシェア、ウォームシェア【P26】

冷暖房が必要な季節の日中に、一人あたりのエアコン等の使用を見直し、快適に過ごせるシェアスポットに人が集まることで、家庭での空調による消費エネルギーを削減する取組。

光化学オキシダント、光化学スモッグ【P9,13,21,50,51,78】

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される酸化力の強い物質を総称して、光化学オキシダントという。また、これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。

コージェネレーション【P29,72】

発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯などの熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

こどもエコクラブ【P60】

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、平成7年（1995年）に当時の環境庁が主体となり発足した事業。

コミュニティバス【P28,31】

地方自治体がまちづくりなど住民福祉の向上を図るため交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じた「まち」の活性化等を目的として、自らが主体的に運行を確保するバスのこと。

さ行

サイクル&ライド【P31】

自転車を駅周辺の駐輪場に停めて（Cycle）、電車やバスに乗り換えてもらう（Ride）ことで、自動車利用を抑制するための方策のひとつである。

再生可能エネルギー【P6,7,23,25,29,67,74,83,99,102,103,108,113,115】

石油や石炭、天然ガス等の一度利用するとなくなってしまう化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、水力、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せずに繰り返し利用できるエネルギーのこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【P1,15】

人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、2015年9月の国連総会で採択された、2030年までの国際社会共通の持続可能な開発にあたっての指針。

持続可能な開発目標（SDGs）【P1,7,15,17,24,80】

持続可能な開発のための 2030 アジェンダに記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っている。

食品ロス【P16,44,75,84】

まだ食べられるのに廃棄される食品。

水源涵養林【P37,43,108】

雨や雪などの降水を土壤に浸透・保水させて、その後、時間をかけて河川へ水を供給することで河川の流量を調整する機能を持っている森林。

水質階級【P12,20,22,34】

きれいな水でしか生きることのできない生物や、汚い水でも生きることができる生物など、水質の程度をあらわす 29 種の生物（指標生物）を用いて、その水域の水のきれいさを I～IV という 4 つの階級に分類したもの。

スマートハウス、スマートコミュニティ【P60】

IT 技術を活用し、太陽光発電システム等のエネルギー機器や家電機器などを監視・制御することにより、エネルギー消費を最適化させた住宅をスマートハウスという。スマートコミュニティは、街区等の一定の範囲において、地域全体のエネルギーの有効活用のため、再生可能エネルギー、蓄電池、交通システムなど様々な技術を複合的に導入するもの。

生物多様性【P3,7,8,10,11,12,16,21,23,34,38,77,78,81,82,83,84,85,93,96】

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生態系の多様性（山・川・海・まちなど、たくさんの種類の自然環境があること）、種の多様性（動物・植物・昆虫など、たくさんの生きものがあること）、遺伝子の多様性（色・形・模様など、たくさんの個性があること）という 3 つの多様性から成り立っている。

ゼロ・エミッション【P62,63】

経済活動により排出される廃棄物が資源として再利用され、廃棄物を生み出さないことをいう。

た行

地球温暖化【P1,2,3,6,8,10,12,15,16,17,20,24,25,27,30,44,54,62,64,72,74,76,77,81,83,88,89,93,96,103,104,106,114,115,116,117】

二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより、地球規模で気温や海水温が上昇する現象のこと。

低公害車【P12,20,25,28,108】

大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車などがある。

低燃費車【P12,69,74】

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）に基づき定められた燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車のこと。

適応策【P16,17,20,23,25,32,33,64,74,77,78,79】

地球温暖化による気候変動によって起こりつつある災害や影響等への対策や備えを実施することで、地球温暖化の悪影響を軽減する（または温暖化の好影響を増長させる）取組。

豊川市こだわり農産物【P26,27,36,37】

減農薬・減化学肥料で栽培された安全・安心でおいしい野菜や米を提供するため、豊川市こだわり農産物審査委員会で厳選なる審査を行い、合格したものを「こだわり農産物」として認証シールを貼って販売している。

な行

燃料電池【P28,29,74,76,106,117】

水素と空気中の酸素を化学反応させて電気を作る発電装置のことをいう。水の電気分解の逆反応を用いたもので、反応によって生成するのは水だけなので現在の化石燃料に取って代わるクリーンなエネルギーとして注目されている。電気自動車や家庭用コージェネレーション発電などへの応用が主に研究されているが、IT の分野でも携帯電話やノートパソコンのバッテリーとしても使用可能な大きさの小型燃料電池の開発が進められている。

は行

パーク&ライド【P28,74】

自動車を駅周辺の駐車場に停めて（Park）、電車やバスに乗り換えてもらう（Ride）ことで、自動車利用を抑制するための方策の1つである。

バイオマス【P29】

生態学で生物（bio）の量（mass）を示す用語で、化石燃料を除く動植物に由来する有機物である資源のこと。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、生ごみ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

ハザードマップ【P78,79,104,116】

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置など防災関係情報を表示した地図。

バスロケーションシステム【P28】

バスの走行位置情報を把握し、主要な停留所の案内表示板、インターネット、携帯電話などを通じて、バスの到着予測時刻及びバスの走行位置をバス利用者が手軽に確認することができるサービス。GPS や無線通信機器を車両に搭載し、運行状況をリアルタイムに把握し、バス利用者に提供することで利便性の向上を図ることを目的とする。

パリ協定【P1,17,20,73】

2015年11月～12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された、地球温暖化に係る新たな国際的枠組み。産業革命前からの世界の平均気温上昇を2°Cより十分低く保つことなどを目標としている。

ヒートアイランド【P30,75,102,104,113,116】

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

特に、夏季においては、家屋内の熱を冷房によって外気に排出することにより、外気温が上昇し、それにより更に冷房のためのエネルギー消費を増大させるという悪循環を生み出している。

ビオトープ【P30,40,75】

湿性地、草地、雑木林、水田など、さまざまな動植物が生息・生育する空間のこと。

ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS)【P26,27,72,117】

オフィスビルのエネルギーの効率的な利用、いわゆる省エネルギーを図るシステムのこと。オフィスビルなどで使用される機器や設備を一元化し、エネルギー使用と管理を高効率に行う機器やシステムのことを指す。

プラグインハイブリッド自動車【P28】

外部からバッテリーに充電することで、モーターのみで電気自動車として近距離走行できる一方で、長距離走行時にはガソリンエンジンなどが自動的に稼動する車のこと。

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)【P26,106】

住宅向けのエネルギーの効率的な利用、いわゆる省エネルギーを図るシステムのこと。住宅で使用される機器や設備を一元化し、エネルギー使用と管理を高効率に行う機器やシステムのことを指す。

ポジティブリスト制度【P53,54】

食品衛生法により農薬残留基準が設定されていない、農薬が残留する食品の販売などを禁止した制度。

ま行

緑のカーテン【P7,26,27,30,76,79,99,108】

夏の高温時に、太陽光の遮断や断熱によって建物の温度上昇を抑えることを目的に、建物の外側に植物を生育したり、外壁につく植物などを繁茂させてつくる自然のカーテン。

民生家庭部門【P6,12,16,64,65,66,67,71,72,73,83】

住宅内で消費されたエネルギー（自家用車や公共交通機関の利用などは運輸部門として扱う。）。

民生業務部門【P6,12,16,65,66,68,71,72,73,83】

第三次産業について、事業所ビル、店舗、宿泊施設、医療施設、学校、役場などの事業所内で消費されたエネルギー（事業所の外での輸送に利用したエネルギーは運輸部門として扱う。）。

や行

ユニバーサルデザイン【P50,55】

言葉の違いや利き手、障害の有無、老若男女に関わらず、全ての人が使いやすいデザインという考え方や、その考えに沿って作られた物やまちを表す。

アルファベット

BOD75%【P13,21,50】

BODはBiochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量で表され、数値が小さいほど水質が良いとされている。75%値とは、年間を通して観測したデータのうち、小さい方から数えて全体の75%に当たる数値。

COP【P1,97】

COPはConference of partiesの略で、国際条約の締結国が集まって開催する会議のこと。最もよく使われるのは1992年の地球サミットで採択された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）における締約国会議で、温室効果ガス排出削減等の国際的枠組みを協議する最高意思決定機関を意味する。

ESCO【P26】

ESCOはEnergy Service Companyの略で、ビルや工場の省エネ化に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。ESCO事業は、省エネ効果をESCOが保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・ESCOの経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分でまかなわれるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

ESD【P10,17,97】

ESDはEducation for Sustainable Developmentの略で、持続可能な開発のための教育のこと。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題に対して、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

FEMS 【P72】

FEMS は Factory Energy Management System の略で、工場における生産設備、空調設備、照明設備等の稼働状況やエネルギー使用状況を把握し、エネルギー使用を最適に制御するシステムのこと。

ISO 【P62,63,109】

ISO は International Organization for Standardization の略で、国際標準化機構のこと。国際的な非政府機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を推進するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。環境マネジメントシステムの規格である ISO14001、品質マネジメントシステムの規格である ISO9001 を制定している。

PRTR 【P54】

PRTR は Pollutant Release and Transfer Register の略で化学物質排出移動量届出制度のこと。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料などを用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量などを把握、集計し、公表する仕組み。

数字

3010 運動 【P84】

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、「乾杯後 30 分間」は席を立たずに料理を楽しみましょう、「お開き 10 分前」になったら、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう、と呼びかけ、食品ロスを削減するもの。

3R 【P21,42,70】

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の総称。

4R 【P21,23,42,44,46,75】

3 R に Refuse（リフューズ：断る）を加えたもの。

豊川市環境基本計画 2020

令和2（2020）年3月

豊川市 産業環境部 環境課

〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

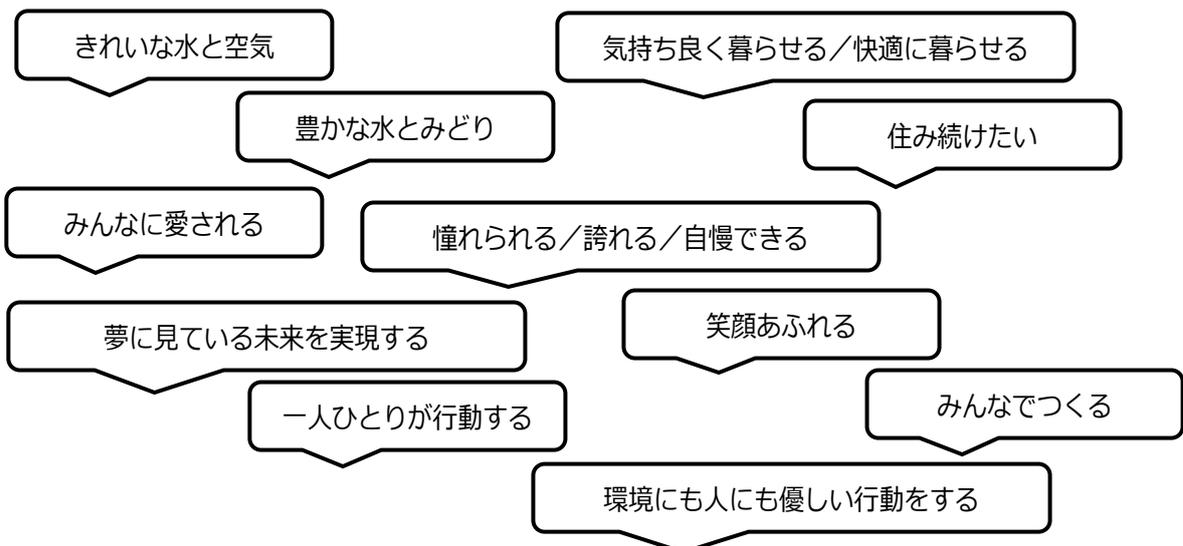
TEL : 0533-89-2141 FAX : 0533-89-2197

【将来像サブタイトルの検討について】

- 本計画では、将来像を「環境行動都市とよかわ」とし、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担の下に、自ら考え・行動することで、私たちが暮らす豊川市の良好な環境をみんなで守り・創っていける都市の実現を目指すこととしています。
- また、前計画では「次世代に誇れるまちをつくろう」というサブタイトルがありますが、本計画においても、将来像をより分かりやすく、多くの人にイメージしてもらえるようなサブタイトルを設定することとしています。
- サブタイトルの検討にあたっては、計画期間が令和2年度から令和11年度までの10年間であることを踏まえ、10年後、さらにその先の将来の豊川市を担う今の子どもたちの意見を参考にして検討することとしました。そこで、学校の授業で環境問題についても学んでいる豊川市内の小学5年生を対象に、10年後に自分が大人になったとき、豊川市がどんなまちになって欲しいかというアンケートを実施しました。



- 小学生へのアンケート結果から、サブタイトル検討にあたってのキーワードを以下のとおり抽出しました。



- 上記のキーワードを基に、環境審議会で協議した結果、以下のとおりサブタイトルを決定しました。



環境行動都市 とよかわ

～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～

豊川市環境基本計画 2020



環境行動都市 とよかわ
～一人ひとりが環境にも人にも優しくできるまちを目指して～